

ハリス玉泉寺滯留許可の申達書

亞米利加官吏等え及ニ應接ニ候趣申上候書付

井上信濃守
岡田備後守

昨三日、御用所おゐて、亞米利加官吏其外コモドル等え面會及ニ應接ニ候ニ付、則右對面書登册差上申候。然る處官吏差置候義ニ付而は、兼々被ニ仰渡之趣も有レ之候間、兩人とも種々力を盡し及ニ説得ニ候得共、何分條約之趣を以、彼國政府之命を請罷越候儀ニ付、假令此方申分尤と存候とも、私に歸國は難レ成旨申立、此上強而及ニ詰論ニ候ハ、却而御爲相成間敷哉と奉レ存候間、治定之儀は、私勸辨之上、猶及ニ談判ニ候積を以、假ニ滯留可ニ罷在ニ旨申談、柿崎村玉泉寺之上陸之儀差免し申候。猶々可ニ申上ニ候得共、先づ對話書登册相添、不ニ取敢ニ此段申上候。以上。

〔町奉行書類所收外國事件書〕

第七章 和蘭人の忠告

〔三二〕 和蘭甲比丹並船將の申出

ハリスの
持久戦の
一また外交
る一危機迫

ハリスは寧ろ持久戦と出掛けた。飽まで腰を落ち付けて、歩一歩づゝ詰め寄つた。而して此れと同時に、外交の危機は、更らに他の方面から迫つて來た。それは和蘭甲比丹の書簡が、能く之を語りてゐる。此れに就ても、安政三年七月十日附長崎奉行川村對馬守は、勘定奉行及び在府長崎奉行當の書中に、

和蘭甲比
丹注進に
就き

一 今般甲比丹并蒸氣船將より、通詞共を以、口上にて廉々申述候間、直に書面爲ニ書取ニ候……右書面二箇條目、英國香港之奉行ホウリング、今より二箇月程を隔、當地(長崎)え相越候趣意は、是迄引合候ステールリングにては、行届兼候趣にて、本國より被ニ呼戻、右ホウリングを撰出申付候趣に御座候由、交易筋を是非相開さ候心組之趣相聞申候。

第七章 三一 和蘭甲比丹並船將の申出

對英通商
條約先知

右故暹羅と交易の條約寫杯を先差出候儀と奉存候。依之愚考仕候處、先年魯西亞應接之姿、彼方にては心得居可申、又居合候もの一統、何様にも死力を盡し可申候得共、逆も容易に承伏仕間敷哉と奉存候。魯西亞之節之如く、御手厚御仕向に相成候は、彼方にては敬伏可仕哉。今般之取極其外和親諸國之基本に可相成、眞に不々容易一場合と奉存候。右之趣御目付兩所えも及ニ談判候處、同意に御座候。御勘考之上、御異存も無之候ば、可然被仰上被下候様仕度奉存候。とある。乃ち最早英國との通商條約は免かれ難き形勢が先知らせられてゐる。而してそれより延いて列國との通商條約も、亦た然りだ。而して甲比丹并蒸氣船將より申出候書付なるものの中に、

和蘭申出

一 當節渡來之和蘭船將フアピニス(人名)唐國香港え立寄候節、同所滞在之英國奉行ホウリング(人名)と申もの面會仕候處、別段條約爲ニ取結、同人儀近々長崎え渡來可致、尤唐國に難ニ差置一用向有之、二ヶ月程も隙取

交易開始
勸告

可申候間、其段長崎奉行所え申上吳候様相頼候趣、船將申出、右之段追て書面を以可ニ申上旨申出候。一 右ホウリング(人名)渡來之儀は、交易筋之儀に付、條約爲ニ取結罷出候儀に可有之旨申出候。一 暹羅英國交易之儀に付取極候條約書之寫、日本政府え差出吳候様、右ホウリング相頼候間、追て差出可申旨申出候。とある。此れを以ても英國との通商條約締結は、最早必然の事と云はねばならぬ。而して尙ほ右書中には左の一節がある。一 歐羅巴州平和に相成、諸國一統交易益盛に相成候に付ては、交易筋之儀に付、追々外國より日本え使節罷越可申候。御取用不々相成候様にては、兎角唐和蘭にて相妨候様、外國筋に於て疑惑仕候ては、和蘭國は不々及申、御國に於ても、御爲筋不々相成、御詵物等御用相勸候にも、甚以斟酌仕候趣、當時之模様にては、何れにも交易相開申度、

外國一統存込居候哉に付、厚御勘辨之上、御取用相成候様仕度旨、
 精々申上候様、政府より申付越候。尤舊來唐和蘭之儀は、別段之儀に
 付、交易、外國筋え交易御免不_レ相成一段は、於_二政府_一も難_レ有奉_レ存候得共、
 近來之時勢不_レ得_二止事_一儀に付、可_二相成_一儀に御座候はゞ、和蘭政府之吹舉
 を以、外國筋え交易御免相成候得ば、一體に平穩之場に至り、外國筋え對し、
 和蘭國之面目にも相成、却て御用筋動候にも都合宜候に付、精々奉
 願候様申出候。

右勸告要

此れは正しく和蘭政府の本意であらう。當今の大勢は、支那、和蘭兩國にて、
 日本との貿易の利を専らにする能はず。若し日本が他國と通商を拒まば、他國
 は何れも和蘭が之を妨害したるものとせむ。さる場合は、和蘭にも日本にも不
 利であるから、寧ろ此際和蘭が紹介者となりて、諸外國との通商を開始せんこ
 とを望むとの意味だ。
 此れは單に和蘭の立場として已む可らざる勢であるのみならず、日本として

も亦た如何ともする能はざる勢だ。所謂る世界の大勢、此に到るものと云は
 ねばならぬ。

【三三】 和蘭領事キユルチユスの開國貿易
 に關する書翰 (一)

和蘭領事の
諫告

尙ほ茲に和蘭領事キユルチユスの七月二十三日附(安政三年)長崎奉行川村對馬守、
 長崎在勤目付永井玄蕃頭、岡部駿河守に當てたる書翰がある。そは日本が世界
 の大勢に順應して、速かに開國貿易の事を斷行す可しとの事だ。
 一 去年拙者より和蘭政府に呈し候告書に因に、可_レ成程には、日本政府并
 諸侯之需に應じ、命を下して、其調達之品を日本え可_レ送事を一定いたし
 候。

交易は自
然の運旋

右勸告の
効果如何

一 乍去右需に應候事、和蘭政府に於て、至極掛念なき事不能候。

一 和蘭政府にては、速に時勢の變ずべきを前見して、其模様に応じ、日本政府にて、其御趣意替御評定相成度旨、度々實意を以御勸め申上候。

一 右に付隨一之儀は、日本國と和親交易之條約取結度望あらん外國と、都て緩優交易之免許に候。

一 右様之緩優交易は、世界萬物自然之運旋にして、日本之閉鎖今に保握ありしも、最早相續すべからず、即今之急務と相成候。

一 交易航海する強國は、和親を旨として日本に右様之緩優交易取結候外、實以他事無之候。外國より緩優交易に付、此後逆も拒嫌あらば、幸福之日本國、究て航海する世界數个所之強國、然も強國一同と開戦に可及は、和蘭政府睨と見究む。

以上は和蘭政府の日本政府に當てたる勸告を、和蘭領事を取り次ぎたるもの、其言何れも剴切を極めてゐる。此れが幾許の刺戟を、幕閣に與へたるかは知ら

和蘭前國
王の遺言

前王の意
志紹承

ぬが、若し之を一讀したらんには、閣老等も此の問題に付て、全く無關心に經過することは、出来なかつたであらう。特に日本に好意を持ち、日本と舊交ある和蘭側の忠告としては、威壓の力は少きにせよ、勸誘の効は多かつた。

一 和蘭國王は、既に他界に有之、前王日本之事に付遺言有之、以來暫時も怠惰不致、一には日本國禍災之氣色あるを不斷保護せんと志願せり。然に當今變化之時勢に於ては、日本之閉鎖は徹べからざる期に至候。二ツには和蘭政府之神妙、誠實之希望に任せ、是迄外國政府には穩之扱有之事、虚事にあらざる様之證を、外國政府に爲知度志願に候。右希望と申は、外歐羅巴諸州之國民を除、和蘭國日本國往古より之故を以、和蘭政府にて、不斷恩恵に對ふ心を以て、日本をして交易航海する國民一同の群中に強國たらしめんとするに候。

一 和蘭國王は、右希望之成就之事に付、不斷心を掛罷在、且故王之遺跡を繼、存意を遂んと、少しも怠惰不致儀は、國王に於ても、其道を盡し候。

和蘭の眞意

儀に候。以上は和蘭政府が日本に向て誠意を披瀝し、日本をして國際仲間に入させしめ、世界列強の一に伍せしめんとする旨を陳述したるものにて、正に此れが和蘭政府の本音と思はる。

諸外國の猜視を恐る

一 日本政府は、國政を改、拔擢せんとすの故を以、其望之品（例せば軍艦、軍器等の類を斥す）を調達せしめられ候は、和蘭國王之諫告を不被、拾事と思考致候。且政治正敷、國民之望あらんものは、都て緩優交易免許あらん事、日本政府にて承諾可有之事と相考、申候。一 若左も無之時は、軍艦軍器等需に應じ候事に付、外政府之見、日本國之事に付ては、和蘭政府之國政廉直を不致して、速に日本を強國たらしめ、利益に拘り、日本交易他に不讓、和蘭に限り保握せんと相見候。若し日本が萬一和蘭より軍艦軍器を購求し、然も諸外國と開國貿易を行はざるに於ては、和蘭獨り其利を専らにするものとして、諸外國より痛くもなき腹を

英通商の勸告

探らるゝことゝなるであらう。

一 右に反し、前王之遺命に依て、無餘儀日本政府より貫通之證所望に候。且其證今般至極急務之懇望と成しは、既日本之交易筋條約取結として、大貌利太泥亞并イールランド女王之全權近々長崎へ渡來可致故に候。然も近々英國の全權通商條約締結の爲め、長崎に渡來することであれば、其際須らく其望みに應じ、開國通商の國是を世界に示す様ありたし。此れは和蘭前王之遺志であるといふことを反覆陳述した。

【三三】 和蘭領事キユルチユスの開國貿易に關する書翰 (二)

日本の軍

一 和蘭政府猶又希望には、和蘭政府之日本之爲、軍器其他之品調達いたし

器注文に
關する事

候を、商家同様に引請候儀は、希不申段は、御心得被下度候。

一 尤日本政府にて、外國民を、其封内に至しめ候儀免許有之、歐羅巴同様に處置有之候に付、御尤之儀は、和蘭政府に於て相考候。御改革の諫言、日本政府不申上て、不叶事と相考申候。其故は外國政府に於ては、一同緩優交易之志願を遂候證を、必見可申様に相見へ申候。

歐羅巴諸國が、是非共日本を開國せしめんとの覺悟がある。されば日本先づ自から其の大勢を察し、國を開く可しとの意味だ。

一 年來和蘭政府之希望は、和蘭國民に緩優交易免許之儀にて、出島商館は只當座の所望と見請申候。

乃ち和蘭に於ても、出島に推込まれたる境遇には、満足が出来かねる旨を陳述した。

物貨購入

一 拙者猶又勘考いたし候は、日本政府當時御希望數多在し品も、追々に

和蘭また
出島推込
に不満

必しも和
蘭に限ら

は格別上品と申には無之同様の品、外國民より御調被成候方、和蘭よりは多分速にて、安價に相成申候。

日本は必らずしも和蘭にのみ需めずして、他に需むるを利益とする旨を告ぐ。是れ和蘭としては其の專賣の利益を、自から殺すに似たれども、當時の大勢は、固より和蘭一國にて支持す可きでないから、斯くは云うたものであらう。

箱館下田
貿易均霑

一 魯西亞は、日本之條約中第五條に、箱館、并下田丈は、既にロシア人緩優交易之發端御取用相成候間、和蘭、亞米利加、貌利太泥亞國民之儀も右場所に於て、同様交易申立出來可申儀に候。其故は右三個國日本と取極之條約中に、免許之多き國民有之候て、同様之免許可有之旨、御立言規定有之候。

乃ち露國同様和蘭、米、英にも箱館、下田に於ての貿易に均霑せしむべしとの意。

一 右之内には、品物取替之儀、政府に限候事取極は無之、魯西亞人に

關稅則設定を動む

て究之外に品を付可申候。○
一 依之今改めて表通交易免許有之、右條約中に無之租稅等御取極有之方可然候。

長崎解放の動め

公々然と貿易を許し、此れと同時に新たに關稅則を定めよと云ふ。
一 長崎港は、他之外國民は交易免許無之候。
一 和蘭政府之希望は、日本政府に於て、實に御大切之忠告御賢察御取用有之、長崎におゐても和蘭人其他條約取結度望あらん外國民えは、緩優交易免許有之度候。

交易と物産興隆との關係論

長崎を下田、箱館同様、諸外國にも解放す可しとの旨だ。
一 日本にて爲ニ代物被ニ相渡候品も乏敷、又多分之品持渡候ても、日本左程御入用にも無之様御掛念可有之候得共、拙者勘考之次第申上候。○
都て緩優交易を開候初發より、品物充分相納候國は、一個國も無之、交易は只其事を商賣に委せ候得ば、練磨に因て自然と代品を搜索し、生産相

賣買制限撤廢論

成候者に候。○外國之商船代り物を得ずして、無益之往來仕、心勞いたし候。○
乃ち貿易を開始すれば、自然に物産興隆して、貿易品には不足なきに至る可しとのことだ。

一 外國政府之希望は、日本政府にて、只交易免許に相成、免許之外國日本人と賣買之事に付、御制禁無之様致度儀に候。
一 右之外緩優交易筋は、外國より持越候品物を又外國え相渡候儀も有之、假令ば和蘭商賣にて、ポートル（牛酪）コーヒイ（珈琲）等日本え持渡可申、此二品日本にては價無之候得共、魯西亞人其他之國民、免許之港におゐてポートル、コーヒイ等乞請候折は、於ニ日本も、右兩品其外許多之品を直様價有之様可ニ相成一候。
一 日本之商賣、个様之品物を賣買にいたし候ても、利潤を得候様相成可申候。

仲介貿易
課税の事

一 又日本滞在之外國商賈にも、外國之品物、又は日本の品物にても商賣可致見込に候。

一 右様之商賈はトールスタランシト（外國より持渡候物を、又外國へ渡商法之名）と相唱申候。日本政府にては、外國政府之判斷之上、品物出入に付、相當之租税を御取上相成候。振合を以、右トールスタランシトに付ても、相當之租税御取上に可相成儀に候。

以上は仲介貿易の利と、仲介貿易に向ても、亦た課税す可きを云ふ。其所説如何にも老婆心切だ。

【三四】 和蘭領事キユルチユスの開國貿易
に關する書翰 (三)

食糧輸出
制限の事

外國人信
仰自由の
事

一 又第一之食糧之輸出、假令は米之如きは、期限之御定御禁制有之、日本政府にて、條約中に規定相成、且其外之品々、武器之如きも、政府之外賣買不相成旨等御定可有之候。

此れは食糧武器等の輸出に、制限を定む可き旨を申したのだ。

一 都て外國政府におゐて、日本滞在之外國民、勝手に天主教を修る事を希望いたし候。

此處の天主教とあるは、必らずしも羅馬舊教に限りたることではない。一切の基督教を斥すことだ。

一 日本人には天主教を修候儀を外國人希候儀は有之間敷相考申候。乍去今既に日本國諸外國政府と和親取結、追年相増可申處、右に觸候儀有之哉に候。右は外國國民信仰する事を侮蔑讐敵にせられ候事に候。

一 右拙者見込申上候上は、古より仕來に依て、年々長崎に於て有之

踏繪

踏繪の儀に候。

踏繪とは、基督の像を金に鑄出し、それを箱の中に收め、其上を庶民をして、足にて踏ましめ、耶蘇教信者でないことを證明せしむる制度を云ふ。此れは長崎に限らず、他の地方にも行はれた。本文記者の如きも、幼時親しく之を見たり。されば此の制は、徳川の末期から、維新の初期まで、尙ほ存続せられつゝ、あつたものと思はるゝ。

外國規程
取止の件

一 若日本政府外國國民之意に觸候規程御取止有之候はゞ、外國政府におゐて極く深く感激致候儀に相考申候。且右御取止相成候はば、外國政府其外國國民永く日本え和親を旨として交り度候爲、別て都合宜敷御基に可レ有之勘考仕候。

天主教規
定の事

一 天主教之儀は、條約中に御定相成候得ば、子細無之、日本政府に於て、右教法危く被思召一候はゞ、日本人に勸候儀、如何様にも、御防出來可レ申候。

婦女小兒
連渡の事

一 日本之政府へ拙者之取持申上候。右天主教、實に日本之爲、危く候哉否。親しくその證據を御試可ニ相成一儀に候。

一 和蘭國と日本國との條約中に、長崎、下田、箱館港におゐて、和蘭之婦女、小兒等免許之段、別段書載無之候得共、和蘭政府之所存は、此事御差留と申儀は有之の間敷、條約中に、和蘭人と有之候得ば、婦女其外小兒も同様之儀に可レ有之、亞米利加、大貌利太泥亞、魯西亞政府も一同、其婦女小兒等開港之場所え連渡候儀、免許如何に致疑惑一候儀に無之、既に亞米利加之婦女は、同所に滞在いたし罷在候。

既に和蘭人と云へば、其中に婦女や小兒等を包含することは當然だ。一 當年日本渡來之和蘭商船貳艘之船頭共、日本え妻子召連度旨、咬吧啣政府え願出候得共、此節は其儀差留申候。右は御免許無之様心得候て之故には無之、只前廉和蘭領事官をして、條約之規定分明に爲レ致度心得に候。

諸國政府
普信の事

一 猶分て希望いたし候は、恒例歸帆申渡、并向後參府に付て之仕法、更に規則相立、猶長崎寺社肆店休息所等へ謝物其外調物等之拂方之義取極置度候。

一 和蘭國政府之普信筋に付希望之儀は、長崎入港之外國人日本に確執無レ之ものには、於同所一勝手に相對交接いたし、其者共出島和蘭商館え罷出候様いたし度候。

一 此儀は相互に禮儀を盡し候規定に付、極て日本方にて一度たり共、御差留有レ之間敷相察申候。

一 一體拙者見聞之次第を以、見込申上候は、外國海軍船當所におゐて高鉾舟裏手に爲ニ碇入、猶端船を以乘廻間敷杯、種々些細之制禁を、其主役え御達相成候仕來は、最早永續致間敷候。

一 船主或は海軍船之主役、以後右様之儀相守可申哉、實に疑敷存候。元來強國之人民、折節和蘭船之港内に緊居候を見、港外え其船を緊置候。

長崎碇泊
中些細の規
定無用の事

儀は甚譽に戻候譯に有レ之候。依レ之實以御勘考相成候。上は、向後外國之船或は海軍船、和蘭船之通、速に入港免許相成、指揮役に端船を以乘廻候事杯は無レ之、只禮を正し和親等之事に付、諸事條約に規法相立候迄は、國法尊恭被致、夫迄之處、奉行所之無ニ免許して上陸爲レ致間敷旨、御願相成候様有レ之度候。

此書面の内に有レ之候廉々、御談判仕度个條相認、一同差出申候。右は和蘭國王大全權拙者并日本大君之全權と決談名判いたし、既取極に相成居候條約之追加にいたし、不取敢一此段御取掛相成候様仕度奉存候。

曆數千八百五十六年八月廿三日 (辰七月廿三日)
於ニ日本和蘭領事館ニ

とんくるのさゆるしめす

右の効果

以上の書翰は、如何なる刺戟を、幕府當局者に與へたる乎、測度し難きも、然

も、此れが爲めに彼等をして、世界趨勢の已む可らざる事情を知らしめ、開國貿易に向て、一步を進轉せしめたるだけの効能は少くとも是れ有つたことと思はる。

第八章 波理須の持久的決心

【三五】海防掛の上申書

外人取扱
見上種々意

幕府も良とに多事であつた。ハリスは下田に在りて、殆んど居催促の姿をなし、其他箱館や、長崎や、諸外船の出入毎に、問題の發生少なからず。前に掲げた和蘭領事の書翰(参照 三三―三四)を見ても、今後の難題は、更らに多きを加ふ可く、此時に際して、外人取扱振りに就て、彼是意見の出で來る可きは勿論だ。

取も進歩
の意見

茲に掲ぐるは安政三年八月廿六日海防掛勘定奉行同吟味役松平河内守、川路左衛門尉、水野筑後守、中村爲彌、設樂八三郎の連名もて老中阿部伊勢守等に上申したるもの。是等が幕吏中、最も進歩せる者共の意見を代表したるものと云ふ可きであらう。

近頃亞墨利加國と、條約爲ニ御取替一有レ之候以來、魯西亞國其外とも、條約爲ニ御取替、御制度一變仕候。然る處、御國力萬國に勝れ居候。砌、唐阿蘭陀と通商之御法を御定、彼國々々を奴僕の如く自由に御取扱被レ成候儀、御仕來に相成、既外國より御國を鎖國とまで相唱候。位之儀に付、當時之場合に成行候ても、矢張從來之仕癖、人々之氣に染込居候故、條約面と不釣合之事多、尤此體にて押付被レ參候はゞ、宜候得共、世之盛衰強弱之變化有レ之候に付、時に取御仕向け方も變じ不申候ては不ニ相成、然るに條約よりも一際末之小事迄を、こせくと六個敷申候ては、追々諸夷渡來いたし候て不平を唱、終にはいさゝか之堪忍無レ之より大なる害を引出可申哉。輕き者に候はゞ、人々と議定證文爲ニ取替一ながら不ニ相用一候故、銘憤を合候て、積鬱之餘り、喧嘩口論等に成行候様なる意味にて、諸夷一致候て、如何様なること有レ之間敷とは難レ申、其節は元來之理はもちながら、差當り辭も名も彼之方に有レ之、それにて押倒され候様なる次第に

小事屑々

可ニ成行一哉と晝夜心痛仕候。

當時幕吏の外人に對する態度、實に「條約よりも一際末之小事迄をこせくと六個敷申候」の一句に盡きてゐる。此れが爲めに牛肉なども一かどの問題とはなつて來た。

寛大取扱
論
依ては條約丈之儀は、彼より申くも無レ之様、寛大に被ニ成遣一、此末條約外えは一寸も出し不申候様相守候儀、時に取第一之御取計歟と奉レ存候。

上申書眼
目
此れが彼等上申書の眼目だ。如何にも適當の意見だ。但だ彼等も徒らに條約面だけの事に止まりて、更らに我より進んで開國進取の大規模の建築を做さなかつたのを、是れ憾みとするのみだ。

小事を以て大事を以て破るべからず
勿論右之通相成候はゞ、世之議論も多可レ有レ之候得ども、暫右を御忍び不レ被レ成候はゞ、泰平を萬世に被レ爲レ繼候儀如何可レ有レ之哉。都て物はとり方次第にて、近く申候得ば、官吏之事、牛を與へ候事、遊女之事などは、

誠實武備
肝要論

私共決心仕候て、宜个間敷と奉存、勿論思召にても、乍恐御同様にて、不一方御配慮も被遊候得共、又考見候得ば、官吏之儀、唱は無レ之候得とも、長崎之阿蘭陀屋敷は、官吏と意は同敷ものにて、遊女もとより唐阿蘭陀共に御ゆるし有レ之、病人養生之ために候得ば、御國に人膽之丸薬さへも有レ之候間、牛を與へ候儀など、薬用之ために候はゞ、何之子細も有レ之間敷との論も立可申哉。從來之御法、兇暴之夷人に被ニ押破一候事故、快と存候ものは無レ之は自然之人情にて、それより残念之餘り、瑣細之論をも仕候儀、是亦尤なる頼母敷心とも可申、さらく惡敷譯には無レ之候得とも、當時之勢、中々右にては持こらへ兼、往々又一段六个数、夫より爭亂之端をも開可申、いづれにも、唯今迄之儀は、御見合に難ニ相成哉と奉存候。

以上は小事を以て、大事を破る可らざるを云ふ。

乍去右之味はひといたし候はゞ、人々元氣もゆるみ、いか様に末々相流可

幕府病根

申も難レ計候に付、御内慮に御含被置候はゞ、御差圖之御模様も可有レ之哉。けなげに勇壯なる儀を申上候と違ひ、残念にて筆も立兼候得共、何分にも差當り候場合心配仕候に付、止事を不得申上候。何卒暫之間御堪忍被遊候内、御國力之程(不充分との意味?)世之中地震其外にて、困窮に陥候體にも御勘辨被遊候て、浮華なる事を御省、往々誠實之御武備御再興有レ之度。

臥薪嘗膽

云はゞ此の政策は外間に漏れざる様、唯だ當局者の手心手加減になし置く可しとの儀なれども、それは畢竟鈴を盗んで耳を掩ふの拙策にて、幕府の一大病根は、實に此の表裏相反する點に存するものと云はねばならぬ。

若し御寛大と申は名目にて、段々流に相成候ては、御國辱をも御厭無レ之譯に相成、天下後世實に相濟不申、此心外なる味を長く御心に被存候て、何卒御國力御挽回し、速に相整候様仕度と奉存候。其意味薪に臥し、膽を嘗候も御同様可有レ之哉。一同申談、歎息之餘り、此

段奉入ニ御聽候以上。

辰八月

臥薪嘗膽は、寔に當時の良薬ではあるが、幕府が國民に向つて、打拂の空気を鼓吹し、外人に對しては和親の手心を示し、國民をして其の向ふ所を過らしめたるは、如何にも笑止千萬の事であつた。

外國使臣の誘導

航海の術大に開けしより歐人漸く閩南の翼を伸さんとするを見て、和蘭人は屢々我に忠告するも、時の有司徒に猜疑を挟み更に意とせず。米盤の果して來るに及ぶも、倂傲無禮、區々の末節を争ひ、以て萬國相接するの通誼に背く。然れ共彼等其無狀を咎めずして、反覆開諭其自ら反悟せしめんとするものゝ如し。魯國の使節、英國の艦將等も、其始は皆苛細の制令に耐忍し、俄に干戈に懸へずして、兩國の和好通商を完成せんとすること不期して一轍に出づ。蓋、吾が邦人久しく鎖國の舊法を守り、海外の形勢を諳せず、其智見、眞に小兒に均しきが故を以て、特に己れを屈したること知るべし。然るに此好意空からず、漸々悟る處ありて時勢の止むべからざるを察し、遂に米國官吏を

府下に招かんとするに至り、我國政機爰に至て一轉す。氣運の致す處といへども、亦當時外國使臣誘導宜しきを得たるの力といふべき歟。(開國起源)

【三六】 畿内防備と米官下田在留に關して 朝幕の交渉

朝幕の危

幕府と朝廷との間は、相ひ變らず公武合體の姿で經過した。幕府は事前には奏上せざるも、事後には外交の委曲を、朝廷からの思召通りに奏上した。當時朝廷の憂慮は外人の我國に來り迫りて、我が國體を傷けんとするにあつたが、殊更ら危惧あらせられたるは、外人が畿内に近く來ることであつた。此れは朝廷の守備が手薄き爲めに、成る可く外人を近づき寄せない方針からであつた。乃

ハリス指
在上申指

ち兵庫開港が、最後迄幕府外交政策の癩腫となりたるは、此れが爲めだ。されば此の一點には、幕府も當初から、殊更ら其意を用ひてゐた。却説も米國總領事ハリスは、下田に上陸して、兎も角も其の地に滞在し、腰を据ゑて對日本の貿易、通商の目的を達せんと欲し、今や幕府も之を如何ともする能はざる勢となつて來た。されば幕府は老中連名にて、左の如き文書を、京都所司代脇坂安宅に送つた。

亞墨利加船、下田箱館え入港御差許に相成候に付ては、彼國官吏差置候儀、條約之趣も有之、異船追々渡來に付ては、諸事取締筋之儀心得候者無之候ては、御國之御爲不ニ相成、彼國政府におゐても、深く心配致し、追々申立候趣も有之、於此方一は御國內え異人差置候儀は、素より不好筋に候得共、猶勘考致し候は、何様之船渡來、何様之儀仕出し可申難計、右様之節には、官吏差置候得ば、如何様にも取締方出來候儀に付、此度下田港え彼國官吏差置候方に治定致し、滯留爲レ致候事に候。

尤右に付ては、邪教傳染不致様、其外取締筋嚴重取計、家居等も可成丈取縮取建貸遣し候積、夫々申渡、御目付岩瀬修理、彼地え被ニ差遣、下田奉行申談、後來迄之御取締筋、諸事爲ニ取計一候筈に候、然る處、彼是浮説申唱候者も有之、自然流轉致し候は、御所向におゐて、御心配も可被爲レ在儀に付、當節之御處置振、先不ニ取敢一申進候間、傳奏衆え爲ニ心得一被ニ相達置一候様にと存候。以上。

八月晦日(安政三年)

老中連名

脇坂淡路守様

廣町代上

此の文句によれば、宛もハリスが江戸政府に告げたる所を、口移しのまゝ、江戸政府の意見として、朝廷へ言上したるもの、様だ。知らず當時の幕府の本旨は何處にあつた乎。此の一書は、九月七日所司代脇坂安宅より武家傳奏に印封もて申越し、それを武家傳奏から九月八日鷹司前關白、九條關白の一覽に供

畿内防備
司に就き
代上申

したることは、武傳の一人東坊城聰長の日記にある。
尚ほ畿内の防備に付ては、八月九日(安政三年)附にて、所司代脇坂安宅より、左の上申書があつた。

大坂表之儀は、京都御程近之大湊、皇國咽喉之要地に付、海岸御備向之儀、再應見分之御役人をも差遣候上、此度先安治川口え、大砲貳拾挺据之御臺場貳ヶ所、木津川口え、同様之御臺場貳ヶ所御新築、大砲も新規鑄立之儀被仰出候。且又右御臺場附並堺、兵庫、西宮邊異船爲防禦、輕捷之御備船貳拾艘壹艘に大砲其外五挺据之積を以、是又新規製造被仰出候。御臺場等御出來之上は、高相應之諸侯え御預け被仰付にて可有之候。異船度々渡來に付ては、當表御警衛向之儀、嚴重に被仰出候處、追々世上穩にも相成、禁裏にも御安慮被爲在候由、被聞召上にも御安心被遊候付、(當時朝暮何れも兩敬の間柄に付、將軍にも斯る鄭重の文句を使用した)先達て御警衛方御緩之儀、被仰出候事には候得共、大坂表之儀は、京都御程近と申、甚

朝廷の宣
達書

以御懸念之事に有之、且は海岸御警衛向嚴重相立候は、則禁裏御守衛筋之儀に付、震災其外當節莫大御用途差渡候折柄には候得共、前條之通被仰出候事に候。且又大坂え異船艦入候海門、紀伊淡路播磨之間え、臺場等取建、御警衛向厚可ニ心掛旨、先達て領主々々え被仰出候義には候得共、紀州沖之島より淡路由良湊邊迄は、海面場廣に付、備船等製造之儀、猶又此度領主々々え被仰出候事に候。

斯くて幕府より紀州、阿波兩藩に向て、紀淡海峡の防備に付ての達書を所司代は添へて上申した。
此に付ては朝廷より、八月十二日附にて、左の宣達書がある。
大坂表之儀は、京都御程近之大湊、皇國咽喉之要地に付、海岸御備向御臺場新築、大砲も新規鑄立、其外御備船等之儀、夫々被仰出候由、具に達二叡聞候處、不ニ大形御感悅被遊、御安心之御事に候。厚關東へ宜被申入候事。

此の如く公武の間は、如何にも圓滿に、何等の苦情も、不満も、齟齬も、衝突もなく経過した。

米國官吏滯留許可の老中達

下田奉行へ相違候書付下田奉行え
覺

下田表亞人官吏之義に付相何候趣は、昨卯年、余而相違候通、官吏井上陸止宿之二个條も、此方に差支有之、難相成候間、兼て其心得を以、應接談判に及び候様、相違置候義にも有之候得共、最早此度は假に滯留も差免候上は、此上掛合方も無之、彼是時日を移し候内には、品々苦情申立、不三容易御國患を醸し可申も難計候間、何之通官吏差置候方に相心得、右に付ては、此度書面を以申立候廉々は勿論、後來の利害得失勘辨致し、邪教傳染無之様相心得、殊に魯西亞條約之趣も有之、猶英佛等より夫々可申立二事に付、末々之處迄も嚴重に御取締行届候様取計、家居等も可成丈取縮、諸事都而狭少に取纏候積を以、得と熟慮致し、何れにも御國患不三相成様、各々も格別踏込、念入取調可被三相何候事。(合原猪三郎筆記)

【三七】 ハリスと下田奉行と測量船其他に

關する對話 (一)

住ハリス久
の態度

下田に於ては、米國總領事ハリスは、愈よ腰を据えて、久住の態度を示し、幕府に於ても、今更ら之を如何ともする能はざらしめた。而して彼は著々其の應接する幕吏を開導して、彼の目的到達に接近せんことを謀つた。目的到達とは、開國通商の事だ。今ま其の一例として、安政三年十月二日、下田玉泉寺に於ける、同人と下田奉行井上信濃守清直、同岡田備後守忠養との對話を掲ぐるであらう。

安政三年
十月玉泉
寺對話

備後守

此繪は何之圖に候哉。(繪物細工掛繪小兒合掌之圖有之、右圖柄に付)

彼方

夜々臥候以前に、拜をいたし候圖に有之候。

此方 何を拜し候哉。

彼方

人道は天に基き候ものに付、天を拜し候。

此方

キリスを拜し候儀にも有之候哉。

彼方

キリスは人間にて、神は天に有之候。

此方

天主教之教は如何様之事を記したるものに候哉。

彼方

天主教に二種有之、一つは神代之歴史にて、一つは人道を記したる書に有

レ之候。

天主教問答

此方

先年南蠻人、此國に來り、切支丹宗を弘候に付、逐拂候儀有之、右はコ

ンシユル・ゼネラール承知に候哉。

彼方

其事は能く存じ罷在候。爰に許多之藏書有之候得共、諸州之風土記、歴史

等にて、宗門之書は一切無之、今日は御咄有之候に付、宗門之物語 仕

候得共、私に宗門之咄は嫌ひに御座候。

如何にもハリスは、日本を解し、且つ日本人を解したるもの、彼は今更ら此際

日本人に禁物なる宗教の問題などを持ち出して、其の目的を阻絶するを好むも

のではなかつた。彼は唯だ一意専心、其の目的の到達に向て突進した。

此間種々雑話有之、

備後守

諸州に於て、外國人輻湊之港には、都て臺場有之候哉。

開港場臺揚の事

ハリス日本を解す

彼方

諸國にて外國人輻湊之港に、砲臺無之場所と申は、更に無之候。右砲臺は敢て敵國戰爭之爲而已に無之、海賊等大船にて乗込、土地之豪家え押入、貨財奪取候儀も間々有之、其備にも相成候間、其設無之候ては、何を以て防可申哉。

此方

下田えも砲臺取建候積に有之候。

彼方

下田臺場
無用の事

當地えは無益之事に御座候。尤手輕之備は御模様次第、江戸、大坂、浦賀等えは十分御備可然奉存候。

下田に砲臺建設の無用を説いたのは、到底下田は開港場として、長く使用せらる可きものでなく、何れ遠からざる内に、他の適當の場所に變更せらる可きものと豫期して、斯く答へたるものであらう。

此間種々雑話有之

備後守

昨年渡來之コモトールは如何いたし候哉。

彼方

同人事懸違、久々面會不致候に付、安否之程心得不申候。

日本沿岸
測量船の
事

此の水師提督は、即ち日本沿海の測量に従事せんとしたる海軍大尉ロッキジャーの事だ。當時の幕府が、此の沿海測量には、頗る當惑し、且つ憂懼したるは、既記の通りだ。(参照 一一一―一五)

此方

コモトール申立候測量之儀は、容易ならざる筋に付、甚心配罷在候。

彼方

同人事、當分再渡之儀難計、尤同人歟、又は外コモトール渡來いたし候共、私之取扱に有之候。

測量船亦
ハリスの
取扱

此の一答は、極めて重大なる印象を井上、岡田の兩奉行に與へたに相違あるまい。何となれば測量船の取扱が、既に總領事の權内に歸する上は、測量せしむるも、せしめざるも總領事の了見次第にて定まるものなれば、此の一答に就て、如何に彼等が重きをハリスに措くに至つたかは、固より疑ひを容れざる所だ。

【三八】 ハリスと下田奉行と測量船其他に

關する對話(二)

測量船渡
來拒否

測量船一件が、總領事の取扱に屬してゐるを聞くや否や、井上、岡田の兩奉行は、此れを潮合として、此方の期望を申し立てた。

信濃守 備後守

右一條は、我國全州に係り候事故、何様之申立有之候共、挨拶およびがたく候間、其心得を以同人渡來無之様致し度候
彼方

エケレス人サカリーンより九州邊荒方測量いたし候由に付、當分其志望有之の間敷と奉存候得ども、過日外國事務宰相え差出候書面御取用に、別段條約取結候様相成候はゞ、測量等之御掛念無之様可ニ相成、エケレス并フランス之儀、御國之安危此節に有之候處、相當之御返答有之候はゞ、御安全之御事と奉存候

ハリスの
外交手腕

此處に到りて、實にハリスの外交手腕の尋常ならざるを見る。而して一方には日本人を威嚇し、他方には日本人をして信馮せしむる、其の咽を扼して背を拊つは、正しく彼の當時の日本政府に對する慣用手段であつた。乃ちハリスは、若し當人の希望通りに通商條約を締結するを得ば、測量杯の事は、決して心配するに及ばず。而して英佛亦た近く日本に迫らんとする形勢なれば、之に對す

る道も、速かに定めねばならぬと云うた。

測量堅く拒否

此方 條約中、測量差免之廉は更に無之候。

彼方

御免之廉も無之、又御差留之廉も無之候。

森山

不ニ差免之廉は、差留之廉にて、測量之儀は、國中一統不承知にて、吾輩に於ては、昨年來右一條に付、寢食不安、若し萬一コモトール渡來、再び申立も有之候はば、一命を極候覺悟にて、寤寐唯々此事而已心痛罷在、實は胸を裂き差示し度、天之知る處に有之候。

彼方

正直之意は、天に可徹、人心一定之事故、當分測量之儀、不ニ申立ニ様可ニ相成、若し重て自國政府より其命を受候はゞ、一應御國政府え申立、コンシユ

ハリスの辭令

ハリスの奥の手

ル。ゼネラル此地に罷在候。上は、引受御不都合ニ相成候様、取計可申候間、御掛念被下間敷候。

此處に於てハリスの奥の手は、愈々露はれ來つた。彼は此の如く自個の地位が、本國政府に對して、如何に有力であるかを示し、而して此の一事を以て、日本政府に恩を被せ、其の目的を達せんとした。然も彼としては此れを當然の所作と認めねばならぬ。

信濃守 備後守

急度被受合候はゞ、大慶にて、コンシユル・ゼネラル之心入感謝之至奉存候。

彼方

幾重にも御安心に相成候様取計可申候。且御奉行程之御身柄にて、今日之御心入は、別て難有、右は自國政府え申遣候ても不苦候哉。

奉行の感謝

其政府え被ニ申遣一候ても聊不レ苦候。測量一件は、重て申立無レ之様、吳々申入候。

森山

實に此儀は吾輩之命にも係り候事故、能々勘考被レ致、吳々も重て申立無レ之様、深く頼入候。

彼方

互に親睦取結候國柄にては、國中一般之迷惑相成候儀は不レ致事に付、コ
ンシユル・ゼネラル引受取計可レ申候間、御安心可レ被レ下候。

著ハリス著
進行的に

如何にもハリスの外交手腕の尋常ならざる點が分明だ。元來日本沿岸測量などは、全く米國に取りては、小問題だ。否な問題とする程の事ではない。然るに日本の外交當局者は、之を非常なる重大事件として取扱ふてゐる。ハリスに取りては、此の一件を交換的に、其の通商條約を締結するを得ば、是れ全く海老もて鯛を釣りたるものだ。而して彼は漸々其の目的に向て進行しつゝある。

此間種々雑話有レ之、

備後守

假住居にて、嘸不都合に可レ有レ之候間、官館取建候ては如何に候哉。

彼方

右は此程外國事務宰相（老中を斥す）え申立置候廉も有レ之、當分此假住居にて事足り、且冬中は日短にて、造作に不レ可レ然候間、先御見合可レ被レ下候。

右之外響應等之挨拶有レ之候事。

以上の對話は、何等具體的にハリスに取りては、得る所なかつたとはいへ、其實彼の目的に向て、大踏歩進轉と云はねばならぬ。

【三九】 ハリス側の所記

日本奉行
のハリス
訪問

尙ほ前に掲げたる下田奉行とハリスとの對話に付ては（參照 三七—三八）ハリス當
人の日誌にも、其事が掲げてある。

一八五六年十月三十日、木曜日、此日は日本の歴史に、大切なる日として爾
後記憶せらる可き日であらう。日本の法律では、日本各地の町奉行は、外人
住所を訪問するを禁せられてゐる。それを本日は破除して、二人の町奉行
（井上信濃守、岡田備後守）は、一人の副奉行（支配組頭若菜三男三郎であらう）と共に非公
式、友誼的に予を訪問したからだ。

ヘリスの
室に入る

奉行の沿
岸測量心
配

彼等は正午頃大勢の供を具して到來した。然も予の私室に入りたるは、二人
の町奉行と、一人の副奉行と、外一人（森山多吉郎ならむ）の四人のみ。
奉行等は沿岸測量に付て、頗る心配するもの、如く海軍大尉ロツジャース
（Rodgers）は今何處に在る、彼は測量の爲め、再び來航す可き乎、將た合衆

測量船歸
還を告ぐ

測量の必
要を告ぐ

國政府は、沿岸測量の爲めに、新たに遠征隊を派遣することは無き乎、而
して予は英國が沿岸測量に付て、何事か企てつゝあるを知つてゐる乎、凡
有る質問を發した。

予は彼等に海軍大尉ロツジャースは既に合衆國に還つた。予は重ねて測量の
爲めに艦隊を送るや否やは知らない。而して英國に於ては、即今左様なる艦
隊が當所に特派せられてゐない旨を告げた。

彼等は予に向て測量の爲めに來航する船舶は、一切寄りつかせないことを約
束せんことを求めた。然も予はそは予の權限外であることを告げた。而して
予は彼等に示すに、合衆國政府及び世界の凡有る政府は、銘々の沿岸及び港
灣の測量には、巨額の經費を投じ、而して其の測量したる海圖は、公刊して
何れの國民でも之を得ることが出来る様になつてゐる。而して、日本以外、
何れの國でも測量圖はそれぞれ澤山の書籍となつてゐる。されば何れの船將
も、其新たに航海せんとするに際しては、豫じめ是等の書籍を購ふてゐる。

奉行ヤ、
安心

森山の安
心と感謝

奉行等の
饗應満喫

それは其の賣買は自由になつてゐるからだ。此れは船舶の安全の爲めに然し
たるもの、即ち凡そ文明國民の大なる目的は、商業を奨励するに在り。そは
商業は農業に次ぎて、國民の繁榮の大なる源泉であるからだ。乃ちその爲め
に米國でも英國でも自餘の諸國でも、銘々の沿岸には幾百の燈臺があり、其
の港灣に入る瀬戸には幾多の浮標がある。是等の話を聞いて、彼等は甚だ
驚いた。而して其の心配の若干を消散したかの如く見えた。

但だ最初には、此れは彼等に取りて生死の重大事件だ。若も今後沿岸測量が
行はるゝに於ては、彼等は切腹の外はないと。森山は此事の爲めに、凡そ五
十日も断食した。然も予の話を聞いて、欣然肉を快喫する程に、其心を安ん
じた。彼は予が彼等に對する友誼的態度に付て厚く感謝した。而して膝行し
て、予の萬福を祈つた。

彼等は何等の遲疑なく、予の饗應に預つた。其の料理は勿論米國流のものだ。
彼等の快喫にて其の意に満ちたることが判つた。彼等は種々の酒類を飲んだ

が、其の尤も好物は、三鞭酒とホンチとであつた。奉行も一杯機嫌にて、何
となくここに寛いて來た。然も彼等は過度に飲食せず、其の居動は訪問の
始中終、如何にも善く教養せられたる人士の態度を失はなかつた。予は第二
の奉行にコルトの五連發短銃を呈したが、彼は餘程満足に見受けた。四時間
ばかり滯席の後、予の好遇に對して多大の感謝を表して退去した。此の午後
彼等より鹿の片股を贈り來つた。此れは柔脆に、且つ滋味と香氣とがあり、
精肉であつた。

ハリス歩
一步成功

以上の記事によれば、測量船一件は、萬事ハリスが呑み込んでゐると云ふ旨の
日本側の筆記とは、聊か其の意味を殊にしてゐるが、恐らく兩者何れも双方に
都合のよき點のみを筆記したるものにして、兩ながら對照して、始めて當時對
話の真相を知る可きであらう。何れにしてもハリスは、歩一步づゝ其の成功に
進みつゝあつた。敢て急がず、敢て迫らず。然も須臾も其の目的に向て進むこ
とを忘れなかつた。

第九章 漸次開國の勢成る

【四〇】 姑息なる幕府の對外策

奉行等の
上申
測量船一件に付ては、下田奉行井上、岡田は、米國總領事ハリスの返答に、頗る安心したもの見え、左の如く其の要旨を、老中に上申してゐる。
亞米利加官吏對話書差上候に付申上候書付

井上信濃守
岡田備後守

亞米利加官吏、宿寺最寄寺え出張致し候儀有之候は、立寄可吳旨度々申聞、其砌答置候趣も有之、此上應接都合も御座候間、去る二日、庇瀾磯崎勤番所向并官吏宿寺えも支配向之もの差遣し置候に付見廻として、私共并支配組頭、其外御徒目付等一同罷越、官吏え及

面會一彼是對話之内、測量等之論談にも涉り候間、則右對話之廉々取調別冊差上申候。(參照三七—三八)尤夷情難量候得共、測量之儀、此上彼國政府之命を請候とも、官吏引請、御不都合不相成一樣可取計一旨申聞候上は、假令右一條申出候とも、再應相約し置候儀付、何様にも及ニ應接一御國害不相成一樣可取計一奉存候。依レ之對話書一冊相添、此段申上候以上。

十月(安政三年)十六日

些事な重
大視する
彼等は測量船再渡に付てハリスの保障を得たることを、宛も鬼の首でも取りたるかの如く、斯く報告してゐる。米國側では此の一事は單に海軍士官の仕事視したるに、日本に於ては、之を國家の安危存亡にも關する大事件であるかの如く見てゐる。其の見當の相違も亦た甚しと云はねばならぬ。
水野忠徳
英使廣接
指命
話前に返る。幕府にては長崎に來らんとする英國使節に應接として勘定奉行水野筑後守忠徳へ、八月(安政三年)廿二日附にて左の如く達してゐる。

第九章 四〇 姑息なる幕府の對外策

水野筑後守

長崎表え英吉利船渡來之趣、右應接方之儀、長崎奉行並在勤之御目付え御任相成居候得共、此程和蘭陀船將より申立有之候、使節等到來品々申立、前條約に關係いたし候儀難計、申諭方之次第に寄候ては、御國患可相成も難計、其方儀先般之節、イギリス約定引受取扱候儀も有之候間、長崎奉行申談、及二應接一候方都合も宜可有之候間、長崎表へ被遣候間用意いたし、此上彼地より申越候次第に寄早々出立いたし候積相心得、長崎奉行御目付申談、精力を盡し應接に及び、御國患に不相成様可被取計一候。

八月(安政三年)廿二日

右同人へ別段達

英吉利使節御取扱之儀は、魯西亞、亞墨利加兩國之使節御取扱振に對し、不都合に無之、彼是之辭柄に不相成様、長崎奉行等申談、可被

岩瀬忠震
下田出張
命令

取計一候。其外之儀は委細勘辨いたし可被相伺一候事。彼之地著之上、御用透も有之候は、和蘭所貢蒸氣船傳習御用之方も相心得候て見廻り、永井玄蕃頭申談、心附之儀は、申越候様可被致候事。

此の如く幕府は英使の渡來の豫報に付ては、少からざる心配をしてゐたものと思はる。然も其の方針は只だ受身にて、程能く彼を接遇するのみにて、何等國策の確定したるものなかつたことは、其の命令書を見ても想像に難くない。尙ほ八月二十四日(安政三年)附にて、目付岩瀬修理忠震に對し、老中より下田出張に關し、左の達があつた。

亞墨利加官吏並上陸止宿之儀に付、彼船渡來も候は、此方にて差支之趣を以難相成一段可及二應接一旨、兼て下田奉行え申渡置候得共、今般官吏之趣を以渡來之亞人(ハリスを斥す)え應接之上、假にも滞留爲致候上は、今更引拂候儀も出來申問敷、實に當今不得止時勢に付、官

吏差置候方に、下田奉行え相達候間、其方儀早々彼地え相越、下田奉行相談取縮向十分に可被取計一候。就ては魯西亞官吏之儀、條約面之儀も有之、猶英佛其外追々同様之儀可申立は必定にて、實々不々容易一國家之御大事に有之候間、邪教傳染は勿論、土地之愚民、外夷之風習不々押移様得と下田奉行申談、最初より渡來迄之御取縮筋厚く勘辨之上、家居其外も可相成一丈、極々狭少に取計、御國患不々相成一様下田奉行俱に踏込念入主法取調可被申聞一候事。

但罷越候節は、萬端手輕に致し宿驛等費弊に不々相成一様相心得尤當地（江戸）御用も多端之儀に付、彼地取調方之見居も付候は、早々歸府候様可被致候事。

以上もて如何に幕府の對外政策の姑息にして、且つ小規模であつたかと判る。彼等は唯だ盜を見て繩を緋はんとするものであつた。彼等は唯だ歩一歩づつ、讓歩するを以て能事とした。

【四】開國の趨勢

幕閣外交
方針覺書

如何に姑息なる幕府も、周邊より押し寄せ來る海外の大勢には、無頓著なることとは出来ない。乃ち老中阿部伊勢守は、安政三年八月四日附にて、評定所一座、海防掛、大目付、長崎、浦賀、下田、箱館の奉行、御目付等に對し左の覺書を下付した。

覺書

和蘭蒸汽船將より申出候英吉利國より猶又交易取結相願可申哉之儀に付、夫々評議いたし被申聞一候趣も有之候處、右は不々容易一儀に付、得と及二評議一候上ならでは、何共難レ及二差圖一、然處、西洋諸州交易彌盛に成行候趣、當節之模様柄にては往々之處、甚以痛心掛念之事に候。交易御許容に相成候節、魯西亞、亞米利加、英吉利、拂朗西四個國は勿論、其餘國々より舉て願出可申、其節彼は御許容、是には難々相成一と之議論も

互市交易
方策可な
るか

諸渡物の
事

是れ重大
の諸問

相立申間敷、右様相成候上は、一向に本邦にても航海之嚴禁を御變革被遊、外國々々も海舶被差向交易互市之利益を以て富國強兵之基本と被成候方、今之時勢に協可然哉に候得共、夫逆も如何様勉強出精習練爲致候ても、此上五年七年を經不申候ては、萬里之航海無覺束一儀に可有之、左候時は日本全國所産之日用諸品之餘分を以て外國無限之求に應じ候儀、殊更銅之儀は、追々諸山相衰候哉に相聞、當節御備向必用之品にて既に梵鐘鑄換之儀をも被仰出候儀に付、和蘭渡し來候斤數をも御減にいたし度程之折柄に有之、西洋諸州本邦に交易相望候も、定て銅渡し方願意之主にも可有之哉、其外諸渡物等如何様之仕法に致候て差支無之、御國力相續可申哉。兎に角交易御差許之有無に不拘、右大本は取調置候方可然。長崎下田箱館は、別て實地取計之事故、得其意、一同篤と評議いたし可被申開候事。

如何にも煮え切らない文句である。されど此れは幕閣に取りても、頗る重大の

開國の大
勢

水井玄蕃
頭等の意
見書

諸問案であつたと見え、右は秘密之儀に付、夜分深更相認む。と特記してある。但だ如何に煮え切らぬにせよ、開國通商の已む可らざる大勢であり、且つ此の大勢に順應するが、日本の大計であることは、幕閣及び幕吏中にも、それ／＼勘付きたるに相違なく、唯だ此の根本義に付て、張膽明目、正々堂々、之を天下に唱道するに至らなかつたのが、何よりの不幸でもあり、失策でもあつた。曖昧模稜は、實に幕府年來の痼疾にして、阿部閣老の如きも、亦た其重なる患者の一人であつた。

尙ほ長崎にある目付永井玄蕃頭、岡部駿河守は、連名にて左の意見書を上つた。此度諸向え評議被仰付候御書取之趣にては、方今之時勢を御達觀被爲成、一向御當方より交易御開、富國強兵之基本と可被爲成哉に候得共、交易御許容に相成候節は、諸國擧て願出、實以不ニ容易一儀に御座候間、交易御免之有無に不拘、右大本取調候様被仰出候は、時宜に審

交易の事務
虎の勢

候ては、御開相成候義に可有御座候得共、御開否有無之處、顯然御示之上、取調不レ被ニ仰付候ては、畢竟人心二端相成居、取調方も自然因循可レ仕、其折柄彼より強て相開候趣にも至候は、御手後相成商法諸事一時に急遽之御取扱にては永世之御仕法相立兼可レ申。近年追々御改革被ニ仰出、大船製造、海軍御取立之上は、年々歳々別途之御入費莫大之儀に候得ば、財貨裕饒之爲、御當方より御開相成候御運にも可レ至歟。且は方今之形勢外國にても、互市之願意相違不レ申内は、必黙止申間敷、旁交易之事務已に騎虎之勢に相成候様奉レ存候間、彌御開相成候義に御座候は、其段御英斷を以、公然被ニ仰出、夫々取調被ニ仰付候は、人心一定仕、取調方抄取、前以御仕方大綱相立居、互市之國々渡來之節、御當方より御開相成候は、諸事御手順相立、御都合可レ然奉レ存候間、早々御取調相成候様仕度奉レ存候。

此れは如何にも尤の議論だ。如何に取調と云ふも、開否有無の根本義を明示

英使應接
に關する
答申書

せずしては、其詮なかる可きは、言を俟たず。然も幕閣に於ては、却て其の開否を公然言明せざる所に、何等か深慮の存するが如き看を做してゐる。

尙ほ永井、岡部の新意見書に基き、阿部閣老が九月十日附にての諮問に付き、大目付、御目付連名にての答申書に曰く、

英吉利國之義は、國初屢渡來仕候處、日本國商賣利益薄く御座候由申傳、中絶仕候。其後延寶年間、通商再願仕候處、耶蘇教に付、異船一般被禁候折柄に付、御許容無レ之候得共、方今世界航海盛に開ケ候上は御舊制御改革無ニ御座候ては、富國強兵之基は、不立一時節、殊に亞墨利加も夫々御許容有レ之、國初御舊好御座候英吉利國之義に候得ば、和蘭陀國に次で之亞墨利加國之御許容之條々は御免御座候て可レ然奉レ存候。依レ之向後渡來仕、通好相願候節は、昔年既に和蘭人と同伴仕候例も御座候間、長崎在留之甲比丹え右之趣被仰渡、日本國御爲は不ニ申及、英吉利國願意相立遣候様、應接中取扱

之義被ニ仰含一候はゞ、甲比丹も出精可レ。仕、英國一體之事情も明白には分り兼候旁、甲比丹立入候方、御便利の義と奉レ存候。英吉利渡來仕候上にて、前件之義共、御評議御座候様にては、時機に後れ候義も可有之、且は彼より相迫り候上にて追々御許容御座候様にては御威光にも拘り、侮をも受候義難レ計奉レ存候に付、當節前件之御所置振御治定有之、長崎奉行も相心得、出立仕候はゞ、在役之者共も安心仕、應接出來、御爲可レ然哉と奉レ存候。依レ之此段申上候、以上。

九月（安政三年）

大目付 御目付

開國根本義確定し來る

此れは長崎に來らんとする英使應接に關しての答申書であるが、然も開國の根本義に就ても、既に彼等幕吏の間には意見が確定し來りつゝあつたことが判知る。

【四二】 堀田外交專任となる

堀田起用は自然の趨勢

堀田正睦が、安政二年十月十九日、起用せられて、阿部正弘の上に、其の位置を占め、老中として勝手掛を命ぜらるゝに至りし理由及び事情は、既記の通りだ。（參照 一七一—一七八）然るに安政三年十月十七日に至り、彼は彌よ將軍の直命もて外國事務取扱に任せられた。即ち現代語にて云へば外務大臣に任せられたのだ。此れは豫定の計企の遂行せられたるものと云はずんば、少くとも當初から自然の趨勢が、導いて此處に到來したるものと云ふ可きであらう。

御座間 堀田備中守

堀田任命書

外國事務取扱被ニ仰付。要領之儀は一同申談、精々心を盡し可ニ相勤一候。

右 御前被レ仰ニ付之。

老中申渡

尙ほ同日老中申渡は左の通りだ。

第九章 四二 堀田外交專任となる

近來外國之事情も有之、此上貿易之儀、御差許可ニ相成儀も可有之候に付、外國事務取扱被ニ仰付候。御取締向を始大業多端之儀にも有之候間、要領之儀は一同申談、精々心を盡し相勤候様、右に付ては、當分之内、月番は相勤候に不及候間、海防月番は一手に引請御勝手月番之儀者、是迄之通相勤候様、被ニ仰出一候。

幕府通商
實行の底意

乃ち堀田は老中首坐として、専任外相、兼任藏相と云ふ最も重要な位置を占めたのだ。而して此れと同時に注意す可きは、右沙汰書中に「此上貿易之儀御差許可ニ相成儀も可有之候」との一節だ。此れは未了の文句ではあるが、然も幕府が開國通商の政策を實行せんとする底意は、之を看取するに難くない。平たく云へば、是れは少くとも幕府が其の對外政策を一變する聲明書として受取りても差支なきものである。

外國貿易
取調任命

尚ほ十月廿日老中堀田備中守正陸、若年寄本多越中守忠徳へ、外國貿易取

調の命が下つた。

近來外國之事情も有之、此上貿易之儀、御差許可ニ相成儀も可有之候に付、右取調之御用取扱被ニ仰付候。而して尚ほ同日、

御差許可ニ相成儀も可有之候

- 大目付
- 御勘定奉行
- 御目付
- 跡部 甲斐守
- 土岐 丹波守
- 松平 河内守
- 川路 左衛門尉
- 水野 筑後守
- 岩瀬 修理
- 大久保 右近將監

御勘定 吟味役

塚越 藤助
中村 爲彌

近來外國之事情も有之、此上貿易之儀、御差許に可相成儀も可有之候に付、右御取調之御用、被仰付之

右於三羽目間、備中守申渡之、本多越中守侍座

外國貿易
調査會成

此にて外國貿易調査委員會の組織は出來、其の陣容は整ふて來た。此事に關して、勝海舟は曰く、

勝海舟批

按ずるに往歲和蘭國王、以書翰我國政鎖國之永續すべからず、變通禍亂を未前に洞察すべきを忠告し、續きて癸丑米利堅之使節來港より十有餘年、邦内紛々一定せず、不可言之内情ありと雖も、優柔不斷、果決の政略無之、外國の逼り到り、其談判之困難なる、殆無虛歲、終に及今日、通商の議定となる。嗚呼此十數年間、三百年の政機一轉の運、漸く邦内の面目を改めむ歟。然りとはいへども、鎖國久敷して、上下海外を不知、邦家困難又幾

識者有り
勇實行の
無し

許ぞ、豫め難量、又不可推測なり。

海舟は明治時代に至りて、尙ほ外交の前途に、多大の杞憂を懷いてゐた。而して其の重なる理由を「鎖國久敷して、上下海外を不知」に歸してゐた。想ふて此に至れば鎖國の代價も亦た不廉と云はねばならぬ。然も亦た海舟の所謂「優柔不斷果決の政略無之」もの實に幕府末期の最大病患であつた。幕府には必らずしも識者無きでは無かつた。唯だ其の識を實行する勇氣と練達と誠意との缺乏したのが遺憾であつた。

外交事務堀田の專任となる

ハルリスの來居より益々交易の事を勸誘して已まず、安政三年八月二十四日に至りては、目付岩瀬修理を下田に派遣してハルリスに應對し、其居留の事宜を議定せしむ。二十五日大風城郭第舍民屋破損尤甚し。死傷亦少なからず。二十七日下田奉行ハルリスと議し、洋銀を以て我銀三分と交換す。之を以て金貨(小判)を買去る者夥しく、豪商之に依て濫出利を得る者あり。此月兩人汽艦一艘を長崎に輸し來りて之を上る。九月朔日下田に至て英人の囑する所宜しく早く交易を許すべきの議を陳

述す。其意専ら人民私通の交易を許し、日本の舊格古法凡そ外國人の意に滿ざる者皆之を廢せんと欲するにあり。十五日岩瀬修理下田より歸り、ハルリスの論を容、外國と弘く交市し、其市場を開き數港を定めて繫泊貿易の場となさんことを建言す。有司の議皆之に同す。是に於て阿部勢州の議亦變す。自から從前施設之非なるを知り、新たに經畫する所あらんと欲す。又自ら事を避るの意あり。時に水戸納言も亦病と稱して出ざる者數月、十月十七日に至て、堀田備中守に命する左の如し（外國の事務專任）。是に至て外國の事務一に堀田備州の手に委せり。（安政紀事）

【四三】日露條約書交換

幕府の大憤發

兎に角幕府が堀田正睦を專任外相となし、其の幕吏の俊秀を選抜して、此れが僚佐となし、而して未了の語氣ながらも、開國通商の國是をほのめかしたるが如きは、確かに幕府としては一大憤發であつたと云はねばならぬ。

外交の第一著あり

勝海舟が之を評して、「幕府の政機一變の大界段と云ふ可し」と斷じたるは適當の見解とせねばならぬ。但だ外交の事は、古今の例に徴するに其の足元を確かにせねばならぬ。即ち先づ内輪を取り纏め、先づ自から不敗の地を占め、而して後外に向て、働きかけねばならぬ。短く云へば外交の第一著は内交にありと云はねばならぬ。

堀田内交の顯く

然るに堀田正睦は、外事上の知識に付ては、他の閣僚に比して、一日の長あつたが、所謂内輪の取纏めに就ては、到底阿部正弘の比ではなかつた。正睦は當時の大名の水平以上であつた。何れの點から見ても賢明と云うて差支なき人物であつた。但だ彼は人物の曲折を詳にし、人情の機微を察し、能く剛、能く柔、能く猛、能く寛、野獸を御すること家畜の如く、其の心の動く所、其の手の届く所、寸毫の遺憾なしと云ふが如き人物ではなかつた。彼は寧ろ生一本の人物であつた。されば彼は外交に躓かずして、内交に躓いた。彼は米使に致されずして、京都の公家に致された。若し阿部をして、彼と同心

一體となり、内外相應して、其力を竭さしめたらんには、或は甘く運んだやも、未だ知る可らずであつたが、如何せん天年を阿部に假さずして、堀田は一人にて内外の衝に當らねばならなかつた。此れは單り彼の不幸のみならず、又幕府の不幸であつた。

露船下田
に露入る

却説も安政三年十月十一日露國提督ボスシエトは軍艦オリグアツア號にて、一隻の兩桅船を伴ひ下田に入港した。此の兩桅船は日本人の爲めに、黒龍江にて建造したるものだ。彼は安政元年十二月廿一日もて締結したる日露條約交換と、此の兩桅船を日本政府へ贈呈の爲め入港したのだ。而して安政三年十一月十日下田御用所に於て、日露條約の交換式は執行せられた。而して交換後デヤナ號の大砲五十二門を日本政府に贈呈した。其の始末は、左記の一書に就て、之を詳にするを得る。

條約交換
デヤナ號
大砲贈呈

全魯西亞總領帝アレキサンデル・ニコライウキツの上宰相此書を大日本國の政府に贈る。

帝都シントペーテルスヒュルクに歸り來るアジ・タント・ヒーセ・アドミラー
ル・ガラーフ(官尉)ブーチャチネ、フレガット、ジアナ(船號)の塔客、日本滞在
中受け得たる恩惠の勝れたるを明に、我政府に告知せり。

日本政府及びブーチャチネと會合せし諸官長衆塔客の諸匱乏を補足し、及びフレガット船の損壞に方りて、我輩を救助したるのみならず、尙且新船製造の時、其工を助く。此船を以て、ガラーフ、ブーチャチネ其屬員及び塔客の一分と共に、我が海濱に達したり。

此諸事を帝家に告るに及びて、日本政府の此親切なる待遇を満足し、我仁惠ある帝、予に命じて曰く、日本貴政府に如是厚遇を受くる謝儀を述べ可しと。

同時に帝家感戴の證として、日本に残留せしフレガット、ジアナ船の砲五十二門を貴政府に贈るを許可す。

此砲は一は其政府の崇尚すべき待遇の紀念とし、二はこれに因て我が厚謝の

紀念とせむと欲す。互に尊敬して交を結び、兩大國間能く交通する情の斷へざらむを欲す。

我仁惠なる帝の意を達せむ爲め、我急に此の諸事を、日本政府に知らしめむと欲す。今我が好意の辭を見れば、日本政府我と同じく深き實意を以て、我が傾慕の情を察する事あらんを知る。

帝都シント・ペーテルスヒュルクより書し贈る。

全魯西亞國總領帝アレキサンデル・ニコライウキツの初年、即千八百五十六年十一月十日(我安政二年乙卯十二月十五日)

上宰相子也利羅德

我國の答

如何に露國側に於て、露艦の下田に於ける罹厄に際し、我が厚意を盡したるに就て、感謝したるかを知る可しだ。而して我よりしても亦た此に就て、左の答禮をした。

魯西亞國帝より大砲五十二挺差上候御答禮として、別紙目錄之通同國帝え

被遣候間、其段船將え申達、右目錄可被相渡候。尤御品は支度間に合兼候間、此後渡來之節、相渡候筈に候段、可被達候。

十一月

別紙目錄

- 一 梨子地鞍 鏡 一具
- 一 黒蠟色蒔繪書棚 一
- 一 梨子地蒔繪料紙硯箱 一
- 一 花生 一臺
- 一 小柳織 二十卷
- 一 以上

大砲寄贈の謝辭

尙ほ前記の書翰に對しては曰く、和蘭人へ托し寄らる、書翰を同國甲比丹より、當八月(安政三年)中相達し、按閱せしに、使節布恬廷初め、一般の人々、海嘯の變に逢ひ、此地滞在中、聊

救恤せし報として、其頃下田に残し置し大砲五十二門を贈らるゝとの義は望外の事なり。素より隣國人民の艱難を救ふは、相互の事なれば、かゝる厚謝を受べき謂れなしといへども、政府の懇切なる厚意に愛でて、これを受納すべし。將滞在の人々糧食等の諸費を、長崎にて和蘭商館より御送らるべきとの義も、我政府に於ては、償を望むの意なけれど、其の國法にて國々へも同様の仕來なれば、其意に任すべし。都て示され候條々は深く感ずるところ也。全魯西亞上宰相子也利羅德公閣下

大日本國老中

- 堀田備中守花押
- 阿部伊勢守同
- 牧野備前守同
- 久世大和守同
- 内藤紀伊守同

條約交換
委員書狀

安政三年丙辰十一月

尙ほ條約書交換委員の書翰は左の如し。

今度條約本書爲ニ取替一として、カヒテイ、ホスシエトを差越れしにより、我政府よりも改めて調印の本書を取替せ之事、下田奉行井上信濃守、岡田備後守に委任せしむ。此使節歸國の後、條約に基き、箱館、下田の内に官吏を送るべきよしも承諾せり。すべて言越されし如く、永世懇篤を希ふの外なし。全魯西亞上宰相子也利羅德公閣下

大日本國老中

(姓名同上)

安政三年丙辰十一月

此の如くして日露の條約書は、首尾能く交換せられたつた。

露船渡來に就き箱館奉行上申書

異國船渡來之儀申上候書付

堀 織 部 正

去月廿七日申下刻、異國船一艘港内淀泊いたし候に付、支配向え通詞添差相糺候處魯西亞軍艦にて薪水食料欠乏品乞請之爲め渡來いたし、類船一艘最前罷越候儀は無レ之哉之旨相尋候間、罷越候儀無レ之旨及レ答候處、同廿九日卯下刻、異國船一艘港内淀泊いたし候に付、前同様相糺候處右類船にて戸田にて製造いたし候スターネルに有レ之、此度下田え相廻、返上いたし候に付、私えも心得之爲め、入二覽一置度申立候に付、昨朔日、右船并本船え罷越候處、答禮として、今二日、船將并次官御役所え罷越候。依レ之日記相添、此段申上候。以上。

辰十月二日

〔大橋宥之助筆記〕

【四四】米國總領事と露國艦長

米露兩使
交驩

露國提督ボスシエトは、下田に於て米國總領事ハリスと、互ひに往來し、交驩した。其の模様はハリスの日記に詳である。

一八五六年(安政三年)十一月八日、土曜日、露國軍艦オリブーツ來る、提督ボスシエト、副長コルサノーフ。

此の軍艦は予が察する所によれば、日本政府に進呈す可く、黒龍江にて建造したるスクネール形船一隻を伴ひ來た。

提督ボスシエトは、批准條約書を携へ來た、多分數週間此地に滞在するであらう。

ハリスの
露艦訪問

予は軍艦が投錨するや否や、訪問した。軍艦は老朽にして、一切舊式づくめだ。武器も同様だ。スクネールにも赴いた。此れには裝飾したる立派な船室がある。床には油布が敷いてある美材の卓がある。掛布は天鵞絨である。此船は條約交換に際して、進上の爲めと察せらる。提督ボスシエトは、日露條約の謄本を予に與ふ可く約束した。予はその代りに米國、及び和蘭の日本との條約文、及び予がパンコツクに於て締結したる暹羅との條約文を與ふ可く約束した。

密 兩使谷親

此れが初日のことだ。爾來彼等は追々と親密に交際し往來した。

一八五六年十一月十一日、火曜日、ボスシエト及びピコルサノーフ、スクネール艇長、三個の少壯士官と會食す。予は此夕程愉快なることは無かつた。露人は世間なれたる洗練せられたる紳士の如く振舞ふた。予の食卓上に於ては、彼等は往々世上で評論する大酒家との名に相應しなかつた。彼等は快喫した。そは予の料理が善く且つ多かつた爲めでもあらう。而して酒は程善く飲んだ。予は英米の士官ならば、その二倍も飲んだであらうと思ふた。

ボスシエトは副奉行が、當分現金拂をなす勿れ、そは米國總領事が、弗と交換する、日本貨幣の比率に付き、日本政府へ要求中であり、不日都合よき返事がある可き筈であるから、それ迄待つて然る可しとの旨を語つたと云うた。

ボスシエトは、日露條約の謄本を齎らした。予は既に和蘭語から之を翻譯したるものを持つてゐる。彼は予に和蘭語の條約文を與へた。予は之を我が國

下田港の不良な語

務省長官に送るであらう。

一八五六年十一月十三日、今朝露人等は、我が領事館の旗杆を整ふ可く來つた。ボスシエトは單獨で來た。彼は自他の訪問が儀式的でなく、友人相互の交際の如くならんことを望んだ。予は勿論之に同意した。我等は下田港に付て多く會話した。其の不安安全なること、其の港の小なること、其の一隻の軍艦にさへも供給を満す能はざること。其の商民の皆無なること。而して我等は下田港の代りに、他の良港を得可く、絶對的必要なることに就て、其の意見が一致した。ボスシエトは、海軍大將ポンタイチンの命によりて、チアナ號破船の後下田港に關して、日本官憲に與へたる彼の書翰の寫を與へた。ボスシエトは予に語りて曰く、若しチャナ號が破船しなかつたならば、日本の東海岸の諸港灣を搜查したであらう。而して下田港よりも、今一層善き港を得たであらうと。

露國水兵は午後四時に、旗杆の仕事を了つた。予はブランデーや茶を澤山、

露艦の會

日本開國
問題を語る

彼等に馳走した。而して五人の銘々に一弗宛與へた。

一八五六年十一月十四日、金曜日、予はヒュースケン(通譯官)を伴ひ、露艦にて會食した。ボスシエトは予を迎ふるに十三發の祝砲を以てした。露國の例規では總領事には十一發であるに拘らず、ボスシエトは予に向て、予が下田奉行よりも少からざる待遇を享くる爲めに、故らに十三發とした旨を語つた。予は實に愉快なる一夕を過した。予は露國士官を見る毎に、彌よ其の嘉す可きを覺えた。彼等の行儀は洗練し、而して頗る世學に通曉してゐる。彼等の中には二國語以上の語を解せぬものは、殆んど無い。

彼等は佛國の將士を揚げて、英國の將士を貶してゐる。セバストポールの戰爭に際し、露兵の英兵に對するや、其肩を搖がして曰く、何んでもない。其の佛兵に對するや曰く、聊か手答がある。

ボスシエトと日本人との間に、引續き會話が行はれた。日本が世界に向て遂ひに完全に其國を開く問題に付て。何れもそれは唯だ時間の問題であること

に一致した。而して森山榮之助(多吉郎)は曰く、それは三年を出でざる可しと。

是等は予が即今日本と通商條約を締結せんとする企圖の準備行爲として、予に取りては其の援助となつた。

此の如くしてハリスは、日本政府の内兜を見透し、苟も強硬に其の意見を主張すれば、必らず之を貫徹し得可きものと認め、それに向て猛進せんことを期した。

日本の内
兜見透し

露船下田渡來應接上申書

魯西亞使節へ及ニ應接ニ候義申上候書付

井上信濃守
岡田備後守

魯西亞使節ボスシエト義、私共へ面會いたし度段、昨十七日申立候に付、今十八日、御川所へ呼寄、

信濃守及三河會二候處、去々寅年か、去卯年夏中迄、魯西亞使節アーチャチンを始、其餘隨從之魯人共滞留中は勿論、一同歸國いたし候に付ては、品々御仁恤之取扱を受候段、有レ難奉レ存候旨、先達て魯國政府方書翰を以御禮申上候義には候へ共、尙難レ盡ニ紙上ニ之趣等委細可ニ申立一旨、ボスシエト命を請候よし、其外右御禮として獻貢仕候大炮五十二門之義、引渡以前、磨方其外手入いたし度段をも申立候に付、承届、夫々早々可ニ申上旨申聞置候。依レ之對話書一册相添此段申上候、以上。

辰十月十八日

〔大橋宥之助筆記〕

第十章 進歩せる通商貿易論

【四五】 日米貨幣比率問題 (一)

ハリス失望せず

貨幣交換に關してハリスの申分

米國總領事ハリスは、幕吏の不得要領の應接には、頗る氣を腐らせつゝも、尙ほ根氣よく其の目的を達し得可きことを確信してゐたから、決して失望はしなかつたが、然も其の遅々たるには、甚だ不快を感じつゝあつた。差し當り問題は、日米貨幣交換に關する比率と、總領事の出府とであつた。今更日米貨幣交換に關してハリスの申分を擧ぐれば、左の通りだ。

千八百五十六年十月九日、下田に於る亞米利加合衆國のコンシユル・ゼネラ

ール館に於て

下田鎮臺貴下え

一 今月七日、貴下との談話に於て、予れ述べしは、亞米利加人日本に貨幣

を持ち來れば、秤量を以て、金は金と、銀は銀と換へられん事を。但し再び之を鑄て貨幣を作るには、減少あるが故に、之が爲に日本政府へ百に就き、五分を與へんと。

秤量比較

一 之を換ゆるに秤量を以てせず、計算を以てするは、貴君の意に適へり。依之予れ此事の爲すべきや否やを試みん事を約せり。

一 新しき一分銀を秤して見るに、三分を一ドルラルに比すれば、其秤量百に就き五分半餘の不足。〔朱書 五分半餘の不足と申候義は、一ドルラル之量目、御國銀壹分三つに引當、貳分貳厘程之不足相立、右を貳拾五寄せ候得ば、算面五五と相成候義を申候事に有之候〕あり。故に銀ドルラルに對しては、大なる相違をなす。

一 然しなから予れ總て足下の所望に應せん事を望みて、百に就き半分餘〔朱書 半分餘云々と申義は、前條五分半之事に有之候〕の損、我にあると雖ども、當時の處は、既に足下に述し如く、銀三分を銀一ドルラルと引替へん〔原註 少しの減もなく〕事を免さんと覺悟せり。

一 予れ爰に貴下に我が懇情尊敬を見はす。

日本帝國に就たる亞米利加合衆國のコンシユル・ゼネラール

トウンセント・ハルリス印

ハリス主張の當然

以上によりて、ハリスの主張は、銀一弗と銀三分は、其の秤量に於て、百に就き五分半の不足に拘らず、日本官憲の希望通り、その儘にて交換するも差支なしと云うた。此れはハリス側より見れば、極めて條理分明のことである。

日本側意見

然るに日本側の意見は如何。此事に就き、下田奉行、井上信濃守、岡田備後守、及び目付岩瀬修理は、連名にて、左の如き上申書を老中へ出してゐる。

此程差上候、亞墨利加官吏差出候書付之義に付、一昨九日、於御用所一私共一同右官吏及ニ應接一候箇條之内、金銀双替之義は、元來去々寅〔安

政元年〕六月、中彼國使節ペルリ渡來之節、林大學頭其外一同及ニ應接一夫々申上置候趣も有之、右に基き、日本通用之金銀は、目方等に不拘、政府之命令にて、極印を「打ち」、右を目當に通用致し候義にて、外國之見合には

難ニ相成旨等、再應及ニ論談一候處、いづれにも量目を以取引いたし度段申
 開候間、銀は目方壹匁に付、貳匁貳分五厘之双替に有之、則細工銀等も右
 振合を以賣買いたし候義に付、其國之銀錢も同様、前書双替之割合にて取
 引いたし度旨相答候處。素より通用金銀之義に付、山出銀細工銀等え引
 當候は不筋にて、通用金銀は通用金銀に可引當一外、双替等に拘り候
 義無之。

雙方主張
の相違

以上によりて日本側では、日本貨幣は政府の極印によりて通用するものにて、
 其の品位の如何は問ふ所でないから、外國貨幣と交換の比率を定むることは出
 來ないと斷りたるに、米國側では、量目にて交換す可しとの申分に對し、日本
 では地金と貨幣とは其の比率に大なる差別あり、即ち銀貨一匁に付き、銀地金
 二匁二分五厘であれば、米貨との交換も、その比率にて然る可しと云うたが、
 米國側では通用貨幣の交換は、須らく通用貨幣を以てす可し。米國貨幣を律す
 るに、地金の相場を以てす可きものにあらずと抗辯した。

日本の貨
幣制度

元來我國の貨幣制度は、全く鎖國的の制度にて、國內的政令の行はれたる範圍
 のみを限度としたるものなれば、當局者の隨意に、其の貨幣の品質、量目等も
 定めたるが、一たび開國の運に際しては、彼我平準の相場に支配せられねばな
 らぬ運命となつて來た。

【四六】 日米貨幣比率問題 (二)

ハリス所
言

尙ほハリスの所言を、井上、岡田、岩瀬等の記する要點は、
 且金銀とも、眞之儘吹立候義は難ニ出來ものにて、何國に於ても、銅錫等
 聊づ、は、交せ候義普通に有之、然る處日本通用金銀は、殊に交物多分
 にて、品位相劣り居、右は何程交物有之候哉、割合承知いたし、眞金銀之
 量目を定め、其上にて取引之當否を辨可申、左候得ば事實正論に至り可申

杯申出

日本貨幣
品質看破

如何にも此れは尤の意見だ。ハリスは日本現行貨幣の品質劣悪なるを看破してゐたのであらう。

此上前書双替を以、何様論談いたし候とも、可ニ聞請一様無レ之、其餘通用金銀交物有無等之儀は、私共おゐて相辨居候義に無レ之、右等之場合、微細に論詰候ては、却て不都合之義にも至り可申哉と奉存候間、金銀取引之義は、國事におゐて不輕義、容易に相決候義は難レ成、いづれ政府え伺之上、猶可レ及ニ談判、尤右御下知之程は難レ計候得共、迎も前書交物有無等を相辨じ、真金銀之量目を定め、其上にて取引之治定等相論じ候義は難ニ行届一筋に付、いづれにも通用金銀之儘、量目を定め取引いたし候義と心得居候様申談候處、納得いたし、猶外國諸州は、洋金銀一般通用之處、日本通用金銀は、形り替り候儀に付、吹替手間等も可ニ相懸、右は夫丈之分見込、金貳拾五兩に付、貳分貳朱之餘分可ニ相渡一旨申聞候間、

米國の日
本貨幣研

迎も右にては談判行届間敷旨相答候處、左候は壹兩貳分可ニ差出、此上は聊にても取計方無レ之旨申出候に付、委細政府え相伺、追て可レ及ニ引會一旨申談置、其後一同得と勘辨仕候處、右金銀取引之義は、前書ベルリ渡來之節、再應引會之上、一時は此方申分通取計置可申、巨細之儀は勘辨之上、追て掛合有レ之候積相成居候義にて、今般官吏渡來いたし候に付ては、右相場合之儀は、篤と御掛合を遂げ、兩國取引之間、正路潔白に歸し候様、彼國政府之命を受候趣申立、根強く見込罷在候様子にて、兼て日本通用金銀之位、其外量目等悉く研究いたし、既に此程支配向之もの爲ニ應接一差遣候節、彼方おゐて日本通用金銀錢を吹立持越候由にて、一と通爲ニ見請一候義有レ之、右等子細は難レ量候得共、此義に付てはベルリ歸國以來、品々熟慮之次第も有レ之哉に相見、殊に亞國政府におゐても日本之廉直にて、此不正を不レ改義は有レ之間敷と決定いたし居候旨申聞、右一事におゐては、一向不正之所置と心得居候哉にて、品々討論お

量引取引

よび候得共、此上議論を重ね候はゞ、語路切迫いたし、終に彼方申條に相屈し候様成行、御體裁をも失ひ可申、就ては前書之通、量目を以、取引いたし、吹手間等見込之餘分を請取候得ば、敢て御不益と申にも有レ之間敷哉と奉レ存候間、右之通取引候ては如何可レ有ニ御座一哉。尤彼方おゐては分離之術等も有レ之、實物研究いたし居候は勿論之義にて、聊も事を設候ては、難レ及ニ詰論、此上とも彼我一同取引方にも差支候義に付、早々御下知御座候様仕度、猶委細之義は、修理（目付岩瀬忠震）歸府之上申上候様可仕、依レ之此段奉レ伺候。以上。

辰九月

ハリス申出是認

乃ち下田奉行及び目付等は、何れもハリスの所説に對し、何等之を論破す可き理由を見出さず、大體に就て之を是認するの已むなきに至りたる事情を曲盡して、上官の指揮を請ふに至つたのだ。惟ふに我が貨幣制度も、鎖國的の立場に於て行はれたるものなれば、當局の意

幕府指令

向次第にて、其の品質や量目も、其の時次第の都合にて、勝手に變更し來りたれども、對外的には、左様なる勝手の眞似の出來得可き筈がない。即ち彼等の品質、彼等の量目、互ひに其の均衡を得ねば、取引の行はる可き筈がない。ハリスの論は、此に於て其の平允なるを見ねばならぬ。此の上申書に付き、幕府當局は、左の指令書を渡した。

書面之趣、無ニ餘義ニ次第に付、亞米利加銀錢壹分銀と量目之引合に致し候義は、伺之通相心得。併申立通りに取極候ては、多分之御損失も相立候間、精々力を盡し、歩合相増候様取引、亞銀を以、壹分銀と引替度旨申立候共、正金は不ニ相渡一壹分銀代其員數之紙札等相渡候積相心得。尤阿蘭陀は勿論、各國え響候儀に付、思慮いたし取引、割合等委細之儀は、御勘定奉行より相達候筈に候間、可レ被レ致ニ承合一事。乃ち彼よりは改鑄料として、成る可く其の割増を多く取らんとし、我よりは銀の代りに、紙札を渡す可しと云ふ。如何にも我に取りては虫の善き話である。

然もハリスが此れを承引す可き乎、否乎は全く別問題である。尙ほ此の指令は「辰十二月晦日、伊勢守殿御直、伺書一同、備後守え御渡」とあれば、安政三年九月十一日附の伺書を、同年十二月末日に、阿部正弘より下田奉行の一人、岡田備後守に渡したものだ。ハリスが日本側の返答を待兼ねてしびれをさらしたるも、此れを見て知る可しだ。

【四七】 筒井政憲の通商貿易に關する意見書 (一)

幕府當面の問題

當時幕府當面の問題は、米國總領事ハリス要求の日米貨交換比率と、ハリス出府とであつたが、更らに溯りて觀察すれば、海外諸國との通商許否如何に歸著した。此事に就ては安政三年十月將軍より親しく老中首座の堀田正睦に其の專任調査掛を命じ、堀田よりして又た幕吏の錚々たる者共へ、それ〜委員

筒井意見書本文

を任命したることは、既記の通りだ。「參照 四一四七」若し當時の幕府が此れを機會として斷然開國通商の國是を天下に公唱し、天下の人心をして歸著する所あらしめたならば、幕政の末路、尙ほ見る可きものあつたであらう。然も幕府にも決して具眼者無きでは無かつた。乃ち閣老堀田が選任したる外國貿易調査委員の一人筒井政憲の如き、其の標本とも見る可きであらう。

貿易筋之儀に付申上候書付

筒井肥前守

此度外國貿易之儀、御差許にも可相成に付、右御用向取扱候儀諸役に被仰付候段、御英斷之程奉戴悦候。右は毎々申上候通當時之天運時勢に候哉、宇内萬國各通親貿易不致國は無之候處、皇國而已如前々、鎖國之御政令被行候へ共、近來之如く、西洋諸國亞墨利加渡來之上、通商相願候國も多く候處、強て御拒絶被遊候はゞ、終には衅端を開、戦争とも相成候時は、假令一端之御勝利は有之候共、御國中之

疲弊相益候得ば、自然内亂を醸す間敷共難申事に候得ば、諸蕃之御應接方も、甚御迷惑之事に有之、其内には彼方强悍侮蔑之態を顯し、無御據一其節に至り候て、御許容有之候様にては、詰り御國威滅じ、御國體をも察知被致候様成行、御爲如何と竊に痛心仕候處、此度之被二仰出一にては、右等之變も無之、彼者共之願を御聞届、御許容被二遣候委に相成候得ば、主客の勢大に違ひ候事に御座候。

筒井所説
亦實行を
見す

但だ幕府が斷然たる措置を取り、而して之を中外に公々然として明示する程の勇氣と正直とを缺いた爲めに、事實に於ては、筒井の所説通りには參らなかつたことを遺憾とせねばならぬ。

我より進
んで開國
を宣明す
べき事

依レ之此末諸夷貿易之儀申立候節、此方よりも右答に、被二申立一候條も尤之儀にて、既に此節は、於此方一も、當時之時勢、各國之事情も、具々に致二了知一候間、通商貿易之儀は、此方にも可二相始一心得に候得ば、被二申立一候貿易之儀許容可二相成一事に候。乍然此國にては被レ知候通り、往昔

往昔の外
國交通

より唐和蘭之外は、交易不二相免一候事故、俄に諸國と貿易相始候儀、其商法等唐和蘭之通にては不レ宜に付、各國之商法をも承り、此方古昔諸國と貿易致候節之商法等をも見合、互に國利に相成候様致度、依ては只今貿易之儀許容有之候共、直に當年より交易致候様には難二行届一候間、譬へば來年とか又春之事にも候はゞ、其冬とか、商船差越候様申談候はゞ、彼方より強訴可レ致辭柄も無之、此方にて御免被二成遣一候意味厚く相成候得ば、自ら御國威も不レ墜、御國體も相立可レ然と存候。

此の如く彼の威迫を待たず、我より進んで開國の主旨を宣明し、我が便宜を見謀りて、而して之を實行せんには、彼より強訴す可き理由も無かつたであらう。此儀は素々諸蕃之通商御絶被レ成候は、耶蘇一件より後、嚴格に被二仰出候事にて、昔は彼諸國よりも勝手に商船を出し、西國而已ならず、堺之港迄も渡來致し、其地の商賈と互市致し、又此國より諸國之商賈共、船を出し外國諸所へ罷越、商賣致し候事にて、既に何國誰が商船、某が船など唱

交易開始
實は復古

官府へ申立之上異國へ通商致し候義にて、國初には此方よりも諸蕃へ御書被遣、交易筋之義等被仰遣候事、歴然書記に相残り居候事に候ば、其節之振合に御復し被遊、諸國之商船、此方御定之港へ致渡來、此國之商賈と互市致し候共、先格も有之、又此方之船々異國へ通商之義も、是又同格之事に候へば、只今交易之儀御免被遊候共、御復古之譯にて、御國威を被墜、御國體を被失候筋には無之候間、當時之天運時勢にては此度之被仰出、當然至極之御良策と奉感服候。

右要領

要するに開國通商は、新奇の政策でなく、復古の政策だ。即ち徳川初期の政策に復する迄にして、如何にも當今の時務に適應するものであるとの意だ。但だ筒井は「此度之被仰出、當然至極之御良策と奉感服候」と云ふも、幕府は天下を感服せしむるまでに、其の國是を明々昭々に宣言しなかつたのが、残念至極であつた。

〔四八〕 筒井政憲の通商貿易に關する意見書 (二)

貿易の方
法に就き

筒井は貿易の方法に就ては、左の如く開陳してゐる。
 扱右交易仕法之儀は、是迄唐和蘭商賣方は、於ニ長崎會所一取扱、代り物に被遣候、銅俵物其外、都て會所にて買入置、夫を以持渡諸品之直段に應じ、兼て之定直段を以相渡候事にて、買留候諸品は、於ニ會所一五个所之商人共え入札申付、高札之者え爲ニ買取、其直段之外、分割を以、冥加金會所え爲ニ相納一賣遣候、荷物引渡遣、商人共受取候上、五个所宿老共之手板を以、津出し致、世上え賣捌候義に有之候得ば、詰り公儀にて唐和蘭と商賣被遊候、委に有之候得共、異國にての商賣は右様國王之直商賣には無之候間、仕入諸品は、商人共自分にて仕入、官府えは他國へ商賣船出し候に付、積荷之高に應じ上金致し、商賣船差出候由。

從來の長
崎貿易

此の如く從來長崎に於ける支那和蘭の貿易は、官府自からが其の對手にして、

人民直接の貿易ではない。然るに外國にての貿易は、全く之と反對にて、人民相互の貿易だ。

外國貿易の方法

又他國之商船自國へ渡來交易致し候時、其他國より渡來之船之荷高等に寄り、何程か其國へ上金又は品物等差出候事之由にて、商賣交易之儀は、其自國之商賈より渡來之商船荷主へ掛合、直段取極、夫々交易致候由にて、國王より役人を以、直段懸合、交易渡物等、公儀より相渡候事に無之、他國渡來之商船荷主と自國商賈と相對にて直段取極交易致し候事にて、公儀へは双方より運上冥加等出、夫を官府へ取立、役所入用國費にも相用候由にて、官府にて右取引之儀に付、聊骨折不申、只双方之上金を受取候迄にて、假へ商賣方に付、爭論等起り候共、商人同士之義、官府にては其曲直を港々罷在候、其國之官吏と商談之上、取扱候迄に有之候由。此方にては彌交易相始候事に候は、右様之御振合に相成候は、商賣金高之多き程、官吏(收?)之金高も増候得ば、御國益も相増候道理に有之、

商賣増加の益

交易品商人任せの事

海外諸蕃にて、他國商賣之増候を、希望いたし候は、是之故に御座候。彼は此の如く通商貿易の開始は、官府收入の増加する所以として、外國の例を引き、我國に於ても斯く行ふを得策とする旨を語つた。

一 交易品之儀如ニ前文ニ公義にて御仕入に無之、商人共え御任せ相成候は、右異國え可ニ相渡一品之義は、商人共見込を以、自分にて仕入候様被ニ仰渡、尤其内金銀銅鐵刀劍武器之類、禁忌之品は、商人共え代り品には不ニ相成、旨被ニ仰渡、右様之品は公儀より御渡之積被ニ仰出、且此度異國交易之儀、御免許相成候得ば、諸異持來候品も、交易可ニ相渡一品も、夥敷事に有之候間、諸國にて仕込の絹布織物細工物、其外不寄ニ何品、異人之望に寄可ニ相渡一品も多分之儀に付、此末其品々元方にては無ニ油斷ニ仕入置、渡し品に引け候ても、此國之入用無ニ差支様仕入可申旨、其筋より申諭候様被ニ仰渡置候は、可然奉存候。

官府直接賣捌品

此の如く交易品の仕入は、一切商人共に任せ切りにて、たゞ金銀銅刀劍武器類

の所謂禁制品は、商人共の貿易品とせず、官府自から其の制限を定め、官府自から之を賣捌くこととし、自餘の諸品は、彼方の望に任せ、何品に寄らず、之を自由に輸入せしめ、而して輸入品の増加に相對するだけの輸出品を仕入置くこととす可く、且つは我が國內に於ける産出をも豫じめ獎勵して、決して品切のなき様注意す可しとの意見だ。

筒井の見

當時開國論の唱首と云はるゝ人さへも、私貿易は不可、飽迄も官貿易を事とせよと論じつゝある際に、此の如き意見を上申したる筒井は餘程の見識家と云はねばならぬ。然も此れは筒井の見識と云はんよりも、彼が從來外人と接觸し、折衝したる結果、斯くするの外なく、斯くせねばならぬと自覺したるものにて、恐らくは斯る見識を持つ者は、彼一人では無かつたであらう。要するに幕府には、識者無しでは無かつた。唯だ其の識を實行するの政治家無かつたことだ。知るの難きにあらず、行ふの難きなりとは、正しく此事であらう。

筒井政憲の長所

肥前守筒井政憲、又伊賀守紀伊守と稱す。文政中町奉行に任じ、良吏の稱あり。人と爲り温雅寛宏、文學に長ず。水野執政改革のとき議協はずして職罷らる。外國の事起るに及て長崎に赴き、露國使節を曉諭し、後大目付に任ず。阿部執政の顧問に備はり、外交の事建議參畫すること多し。しかれ共、開鎖拒否の論に至て、時の趨勢を考へて容易に其端倪を現さず。是れ此人の老練長所とする所なるべしといへり。〔木村芥舟燭箱記〕

〔四九〕 筒井政憲の通商貿易に關する意見書 (三)

尙ほ貿易の諸品に付ては、左の如く論じてゐる。

一 代り品の儀、異人之希望致候品、悉く相知レ候事にも無レ之間、何品に限り候様、唐和蘭之商法之通には參り兼候間、其品は商人共異人の

一切取引の商人任せ

政府注意の事項

え引合、代りに遣候品は、追々存付も可有之、譬へば彼方より持渡り候織物道具類此方之商人共買取、此國へ賣捌利潤を得候心得之處、存外好み候人も少く、存込通り之利分も無之候得ば、重ては此國人え向き候様之品買取可申事に候て、直組も其好否に寄、懸合方違ひ可申、又彼異人方も、同様之義にて、此國産を買取持歸候ても捌方不十分候時は、重て其品は直組も下品に掛合可申事に候得ば、代り品之義、何品と一定不致、夫は商人共之見込を以、各其元方國々え誂へ仕入可申事に候間、何品は澤山無之候ては差支可申、前以公儀より御世話無之、商人共之見込に御任せ被置、只外國え渡し候潰れ高も可有之候間、何品も元方にて無油斷澤山仕入無之時は、俄に御國中之賣物相減、高直に相成候様にては、是又御國內之迷惑相成候故、元方仕入都て澤山に有之様との義は、前以被置候論置候方と奉存候。

此の如く一切の取引は、彼我共に商人の自治に任せ、自他需要供給の釣合もて

交易代品に困難せ

調節す可く、唯だ産業獎勵、物資の仕入には、油斷なき様、官府から豫じめ注意し措く可しとの意味だ。

無用の心配を要せ

既に於ニ長崎ニ在留甲比丹キユルシユス申立之内にも、日本にて代り物として被ニ相渡候品物も乏敷、又多分之品物持渡候ても、日本にて左様に御入用無之様、御懸念も可有之候得共、彼者存付にては、緩優交易を開候て、品物十分相整候は、一個國も無之、交易筋は、只其事を商賈に委ね候得ば、練磨に因て、自然と代り品を探索し、生産相成候ものに候。外國之商船代り品を得ずして、無益之往來に心勞致し候政府は無之旨申立候通商賣之儀は、商人共自然其損益を考候得ば、必らず代り品に差支無之様心を盡し、諸國之産物を取出し可申候間、御任せ被置候はゞ公儀之御心配には及申間敷と奉存候。

以上の所説は、如何にも通商貿易の原則を、平明、切直に語りたるものにて、所謂有無相通ずるは、貿易の原則にて、購ふ者もなく、賣る者もなき場所に

結論

殊更ら貿易船を差し向くるが如き者はある可き筈なく、既に我に購へば、その代品として彼に賣る可き者無かる可らず。若し是れ無ければ、必らず然る可きものを發見し、若しくは産出して其用を辨ずるに至るは、是れ自然の趨勢にして、固より官府に於て、彼是と餘計の心配を要す可きものではない。

右之儀は掛り諸役も被仰付候事に候得ば、定て評議之上、品々申上候義と奉存候得ば、私愚存申上候筋には無御座候得共、右之義は、是迄多年心痛仕居候義にて、此度如前文、貿易御差免之義被仰出も御座候故、乍不レ及兼々勘考仕候儀、不申上も不本意に奉存候間前文之趣、申上候儀に御坐候。唐突之御答も無之、御覽置も被成下候は、愚者一得、難有仕合奉存候以上

辰(安政三年)十月

筒井肥前守

通商一害

以上を通讀すれば、開國通商の百利ありて一害なきは、昭々として天日を見る

よりも明だ。幕府は此の意見を以て、何故に京都に上申するを敢てせざりし乎、水戸齊昭を憚りたる乎、群僚中に尙ほ異論多かりし爲乎。將た世上の物議を慮かりたる爲め乎。

第十一章 波理須の出府問題

【五〇】 ハリスの述懐

ハリス出府問題

何と云うても當時幕府をして、最も當惑せしめたのは、米國總領事ハリスの出府問題であつた。同人は下田に滞在して、日々居催促をしつゝあつた。加何に下田奉行等が、途中にて喰ひ止めんとするも、中々同人は思ひとまる可き模様は無かつた。ハリス彼自身は、其の日記に記して曰く、

一八五六年(安政三年)十二月三十一日水曜日。本年の終日よ。如何に多くの重大事件が、此の一年間予に向ひ出で來りたるよ。予は不健康と、日本人と談判の果敢どらぬ爲めに、甚だ落膽してゐる。然も予は予の精神を振起し、最善に向て進まねばならぬ。

恐らくは此れが當人の眞實なる告白であつたらう。尙ほ彼が一八五七年一月七日附の日記にも、御用所に赴き、下田奉行二人と會見の顛末を記したる長文中に、左の一節がある。

待遇上ハハリスの不

ハリスの延引詰問

予は奉行等に向て、斯く語つた。御身達は友誼とか、厚待とかを宣べつゝも、それを表現するに如何にも附に落ちない事を做してゐる。予は四個月半も、此地に滞在したるに、未だ會て一回も日本人の家に招待せられしことがない。而して此の新年の祝日に於て、御身達はつまらぬ口實もて、予の招宴を辭退した。我國の新年に於ては、日本の新年同様、互ひに往來して、祝意を表する習慣がある。然るに未だ一人の日本人が、當日予に近づいたものが無い。米國では斯る行爲は、不愛想と稱してゐる。

更らに又記して曰く、

予は貨幣交換問題に就て質問した。例によりて江戸からの指令を待つとの返事だ。予には御身達が、此の問題を何時迄も延期するつもりであるかの如く見ゆると詰つた。彼等は熱心に否な一刻も速に解決せんことを希ふ旨を

答へた。

斯くて四時間に互りたる手荒き討論の後予は還つた。然るに予に取りて愉快なる驚異は、役人や、從者等が、荷物を取り纏めつゝあることだ。乃ち彼等は同日午後江戸に向て（談判の要領を得可く）發足した。日本の役人に向ては、思ひ切りたる顔色を示すに限ることよ。

而して更らに其の翌日、左の如く記してゐる。

一八五七年一月八日、木曜日、極めて気分が悪しくある。予に對する口上のみ返答に付て（ハリスは、當局者が彼の書簡に、書簡を以て返事をせず、唯だ奉行其他の口上のみにて返事するを以て、ハリスを侮辱するものとして抗議を申し込んでゐる）一書を、外務大臣に認めた。奉行の一人は、本日江戸へ出立した。此れは昨日の論争の結果らしい。予は日本人に對しては、嚴重の地步を占め、一步も假借せぬことを決心した。予は對手の眞實なる好意には、優しく應酬する。然も言葉だけでは満足しない。彼等日本人は、世界に於ける最大の虚言者である。

ハリスの憤慨と決心

ハリス昂奮の理由

此れは必らずしもハリスの日本人に對する定説ではない。彼は病氣と、談判の延引との爲めに、頗る亢奮した。而して其の刹那に、無遠慮に斯く記したものであらう。

ハリス傳の著者グリフィスは、斯く記してゐる。

ハリス君は、其の今後の日誌に於ても、又は其の公私の文書に於ても、又た其の友人との會話に於ても、將た予（グリフィス）に向ても、日本國民を、未だ斯る一掃的の批判の下に措いたことがない。否な寧ろ予に日本の民衆が正直にして、政府が條約文面に於て約束したる文句を、恪守するを稱讚してゐる。

ハリスの日本人に對する眞實の感情

と。此れは必らずしもハリスの爲めの辯護ではない。事實ハリスは日本人に對して、左程の惡批評家ではなかつた。然も彼が斯く記したるを見れば、其の亢奮の情態が想ひやらるゝ。而して斯る者を相手としたる日本當局者の當惑も亦た想ひやらるゝ。

【五一】ハリス書を老中に與ふ

ヘリス出
府願書提

ハリスの出府願は、愈よ提出せられた。そは日本曆では安政三年十二月十三日にて、彼方にては一八五七年一月八日附である。

千八百五十七年第一月八日、下田に於けるアメリカ合衆國のコンシユル・ゼネラール館に於て

帝國日本の外國務務宰相え

去ル十月二十五日、吾レ幸に貴下え書翰を向け、以て吾は日本政府え關係したる種々の大事を、我政府より命せられ居り、且つ合衆國のプレシデント(大統領)より、帝え差向けたる書翰を持來りし者なる趣を告げたり。此書翰中に載たる餘事にて、吾れ貴下に告げん事を欲す。

口答に對
する不平

吾レ下田の鎮臺より承りしには、鎮臺貴下の告述を受けたるに依り、十月二十五日の吾が書翰に付、吾れに口答を爲す積りの趣なり。斯の如き取計ひ

を爲して以て、合衆國のプレシデント、又タ是に代りて事を執る吾を少しく賤めんと欲せしなりとは、吾れ思はざれども、合衆國のプレシデントに拘る書翰に、第三等の人の口答を受けるは、恐らく甚々不都合の事と考へらるべし。禮儀と丁寧との二つを以てすれば、斯く要件を載たる書翰は、夫を差向たる人より答へらるべきなり。

吾れ能く是を思ふに、此無禮は意ありて成したるにあらず。唯此事を知らざるより出しなり。知らずして陥りたる此迷を、貴下早く復すべし。

日本の大
災忠告

日本は目今大災に臨めり。此災は甚々近きに在り。國民の無事なるすぎはひ、并に面目も、皆ナ此災に臨む。此災は合衆國より起らざれども、他の政府より起る。

現今差し臨みたる此災を防ぐに安全にして崇き法を、吾れ貴下に告げんと、吾れ心中に決し居るなり。是は日本の面目を助くるのみならず、兼て大に國の幸を致すべし。

此法を以て、一二の益を得るには、少しも時を失すべからず。現今すら既に遅し、然れども吾レ思ふに、速に取計ふ時は、貴下未タ時を失せざるべし。吾は右の取計を成して、以て唯合衆國ブレシデントの命を取行ひ、彼の懇親なる證據を日本政府え示すなり。

吾幸に貴下に告ぐ、ブレシデントは、コンシユル・ゼネラルたる吾身分え、又タ全權を添へたり、故に吾は速に取計をなし、我が政府へ事を告るを待す。

江戸出府を迫る

此故に吾が江戸に行く事に付、延引なく處置せしむる事を、吾れ貴下に迫るなり。

吾れ幸に吾が至極の尊敬を貴下え顯す。

帝國日本え就たるアメリカ合衆國の全權コンシユル・ゼネラル(官名)

トウンセント・ハリス印す

此書前提出の理由

以上は和蘭譯より譯したるもの、譯文拙なるも、其の意義は了解するに差支な

下田奉行上申書

い。ハリスは其の中、心より日本政府が、自己を待つに、和蘭及び露國の代表者に比して差別あるを不快としてゐた。此方の老中に與へたる書翰に、老中自ら答書を與へずして、下田奉行及び其の以下の者をして、口答せしめたるを以て、自己を侮辱するものとしてゐた。此に於て彼は此の如き半ば忠告的、半ば威嚇的の書翰を送つたのだ。而して最後は江戸出府を以て結んだ。

此事に就ては十二月十六日、下田奉行井上、岡田の兩人より左の通り老中に上申した。

井上信濃守
岡田備後守

一昨十四日、亞米利加官吏差上吳様申聞、横文字書付壹封差出候に付、兼て被仰渡一之趣を以、披封之上、翻譯申付、則右和解相添差上申候。然る處先達て官吏差上候書面之儀に付(參照 二七)、引會方見込之趣

金銀量目替の催促

ハリス直接差留判關

此程伺之通可取計一旨被仰渡候處、折節官吏不快にて、應接及延引候内支配調役並勤方森山多吉郎儀、差向御地おゐて取調候御用向有之、出府申渡、外通詞共通辯にては、何分巨細之趣意徹底不仕意味有之、無據引會差延候内、官吏より申立度義有之由申出候に付、去る十二日、御用所おゐて私共面會仕候處、金銀量目替之催促並先達て差上候書面御返翰之儀申出候に付、兼て被仰渡候趣ヲ以て右談可及處、多吉郎出府罷在、通辯方差支候間、委細之儀は同人立戻候迄、暫時差延候趣、一應申談候處、尙又横文字書付兩三日中差出候間、差上可吳旨申候に付、政府え差出度との儀に候上は、差上候様にも取計候へ共、素より下田於て外國人え引會候儀は、何様之大事に候とも、私共之手を離れ候儀は無之、政府え書面差出候とも、右事件取扱之儀は、矢張私共え被仰渡有之候儀に付、多分御返翰御渡は有之間敷旨申談候處、素より下田え關係いたし候儀に無

之、金銀量目替等、別段思慮を費し候には不レ及儀迄、決斷難致程之任にては、逆も國體に拘り候大事を申談候儀は無詮にて、殊に官吏は普通之者に無之、彼方官吏中之重官に付、政府執政方より御返翰可有之儀、勿論之段申候間、金銀量目替等之儀は、假令官吏御直に及ニ言上候とも、御國法は不レ及申、其筋取扱候役々も有之、得と御糺無之候ては、容易に御即答杯可有之筋に無之、且官吏は彼國重官之ものにも可有之、私共も外國に拘り候儀は、下田に關係不致事にても取扱候身分、我國重官之段勿論に付、私共を差置書面等差上候とも、多分御返翰は有之間敷旨、再應申談候得共、何れにも差上吳候様申聞、其後書面差出候に付、則差上候儀に御座候。尤和解之趣にては、先達て差上候書面と粗同様之趣意に付、此程被仰渡候趣ヲ以て、多吉郎御用相濟戻次第、是亦私共限り、彼我國法相違之廉等、厚く申論し候上、猶追て申上候様可仕候。依之別紙横文字書付並和解壹冊相添、

此段申上候、以上。

十二月十六日(安政三年)

奉行等
果留策の効

森山多吉
郎の位置

以上によりて彼我交渉の要點は、逐一看取せらるゝ。下田奉行等は百方ハリスを下田限りにて、喰ひ止めんとし、而してハリスは下田奉行を越えて、老中と直接談判を開かんと欲す。然も下田奉行は何時迄喰ひ止め得可き乎。とてもハリスの猛進を防止することは出来ぬ。將た前記によりて、如何に森山多吉郎が、彼我談判に於て、重要なる役目を勤めつゝ、あるかど判知る。彼は單純の通譯のみではなかつた。彼は寧ろ通譯の外皮を被りたる外交官であつた。尙ほ森山に就てはハリスも屢ば記してゐる。例せば一八五六年十二月八日の項に、森山は極めて胸襟を打明け、且つ今後の事をも神託的に語る漢だ。彼は曰く今や日本も對外交際に就て、一大變革を來さんとしつゝ、ある。それが一たび來るときは、其の突發の爲めに、總ての人を驚駭せしむるであらう云々と。斯る次第であれば、ハリス側に於ても森山を調法の者として、受取つたに相違

あるまい。而してそれだけ下田奉行等に取りては、猶更ら調法であつたに相違あるまら。

ハリス應接及下田奉行岡田歸府の件上申書

亞米利加官吏之應接仕候趣并岡田備後守下田表出立之義ニ付申上候書付

井上信濃守

亞米利加官吏より追々申立候次第柄も有レ之、右之内御直不ニ申上候てハ、意味徹底不レ仕事件も御座候間、岡田備後守義、手附召連、今廿三日、當地出立、道中滞無御座候へば、來ル廿六日、江戸着仕候積御座候。且昨廿二日、御用所之官吏呼寄、備後守一同應接仕、一昨廿一日、官吏宿寺え支配組頭若菜三男三郎差遣し、應接爲レ仕候ニ付、右對話書貳册差上申候。猶委細之義は、備後守出府之上、申上候積御座候。依レ之此段申上候。以上。

十二月廿三日

〔合原猪三郎筆記〕

【五二】海防掛川路、水野の蕃書調所に
關する意見書 (一)

幕府開國の趨勢を知る

當時幕府側に於ては、開國通商の已む可らざる所以は、殆んど認めざる者是れ無きは無く、又た道理の上に於て、斯く認めざる迄も、之を防止する能はざる趨勢に就ては、何人も之を認めざる者は無き有様だ。而して彼等が如何に外國の知識を、我に取り入る可き乎に就ては、左の意見書は、正しく當時幕吏中の進歩的穩健説を代表するものと見て差支あるまい。

川路左衛門尉
水野筑後守

意見書本

近來西洋夷共、御國え屢渡來に付、御武備嚴重に無レ之候ては不ニ相成、依ては彼が所置を審に知り、其得失を論じ、兵器等長所は悉く御採用可レ有レ之は勿論に付、右故追々蕃書之御世話有レ之、既右之御場所も出來候儀(所謂

日本と異なる外國風

る蕃所調所は、安政三年二月九段坂下に設け、翌年正月より開業)御尤至極なる御處置、此節柄かく無レ之候ては不ニ相成、一刻も早く西洋之様子、海防懸は勿論、御政事に携り候面々は、得と相辨候様仕度と、常々申居候儀に御座候。乍去先達て水戸中納言殿御書取拜見被レ仰付候節、御勘定吟味役一同申上置候通、御開可レ被レ成も蘭學、御恐可レ被レ成も又蘭學にて、抑西洋各國之儀は、利を基本といたし、商賣之法を以組立候國風に付、其極君臣之儀を廢し、御國之如く、義を尊み主を重じ、萬世神孫之御代しろし召候風俗とは、雲泥之相違歟と奉存候。殊には彼國にて先貨財を以、民情をなづけ、邪宗を以精神を惑はし、終に兵力を以土地を奪候儀を業と仕、既に御國應仁以來兵亂にて紀綱敗れ候砌、西洋夷共渡來致し、終には御國をも奪ひ可レ申と相巧、先邪宗弘候處、其次第相顯れ候て、慶長寛永以來、嚴敷御制禁をも被レ仰出候へ共、相止不レ申、果して島原陣之大變を引出し、御國力盛に人物之多き頃には候得共、力を被レ盡候て、御

一般的観
察は是れ

一洗有^レ之^レ候儀に御座^レ候。以上^ノ所説は、如何にも大難把の觀察にて、事實とは相容れざる點も少くないが、然も此の觀察は鎖國以來、一般の知識階級に、相違なき事實として受取られたるものだ。乃ち川路、水野の如き、幕吏の錚々者流に於ては、正しく斯の通りと思ひ込んだものであらう。

和蘭特別
待遇の理
由

和蘭之儀、其頃は御國之御爲を奉^レ存、邪宗を弘めんと致し候外、國之風聞を申上、其頃其法を慕ひ、竊に外國へ赴き候御國人を洋中に見出し連來など仕候由にて、邪宗は曾て持不^レ申旨に申唱候故、別段之譯を以て彼國に限^レ通商御免、下直之銅をも二百年來、莫大に被^レ遣來候は、全く用間之御策略にも可^レ有^レ之哉。鎖國令施行以後の和蘭が、幕府へ忠義振りをして、獨り自から貿易の利を専らにせんと企てたるは、商賣上の掛引として、彼に於ては已むを得なかつたかも知れない。然も我に於ても彼を以て外情探偵機關となし、彼を以て、一種の

和蘭の報
酬

謀報の機關となしたるは勿論だ。加之如何に鎖國とは申せ、彼我有無相通ずるの安全瓣として、寛永以來、嘉永、安政に至る迄、待遇してゐた。而して和蘭も亦た幕府の特別待遇に對して、それ相應の報酬をしてゐる。日本に必須なる藥品は勿論、種々の物品、器具等を輸入したばかりでなく、所謂海外知識輸入に於て、醫學、天文學、博物學の類は、和蘭直傳でなければ、少くとも其の傳來である。

和蘭の日
本に對す
る忠

和蘭は未だ必らずしも外情探偵の役目のみを勤めたものではない。而して愈よ日本鎖國の持續し難きを見るや、最初に日本に向て警告を與へたのも、和蘭では無かつた乎。和蘭は己れ獨り貿易の利を専らにする能はざるの大勢を見るや、亦た直ちに列國をして之に均霑せしめんことを謀つた。彼は己れに忠なるばかりでなく、少くとも日本に對し忠であつた。

【五三】 海防掛川路、水野の蕃書調所に
關する意見書 (二)

蘭學の利

彼等は所謂「御開可被成も蘭學、御恐可被成も蘭學」の意味を、左の如く反覆開陳した。
然るに近來無餘儀蘭學を御開被成候に隨ひ、新奇を好み候人情より、蘭之事ならでは難成様に心得候もの多出來、終には彼國を尊敬可致哉。既に清朝英夷と之戰爭に、清人彼に心を通じ候もの有之、賊之耳目と相成候より敗を取候一端とも相成候哉に相聞候處、御國に於ては、右様之もの可有之とは不被存候得共、併右體彼を尊信之上は、追々言語文字も自在に相成、旁何様意外之害を生じ申間敷ものにも無之、甚掛念仕候。
以上清國の例を援き、蘭學獎勵の結果、人心外國崇拜となる危険を慮からね

蘭學稽古の制限の事

ばならぬ次第を云ふ。

年齢無制限の事

乍去前にも申上候通りに付、當時之勢、十分に其國之器械軍學等研究不致候ては難成候に付、此末は其學追々相開候は、實に所望に候得共、彼國之儀に惑溺致し候儀無之、御國は神國にて聖人之道を治道に御遣ひ、別段なる事と申儀、彌以明かに人々相辨候様、無之候ては不ニ相成候處、蘭學を御開に付ては、其弊如何可有之哉と、其心配仕、段々勘辨之上、いかに其事を好み候共、本心立居候は、甚敷には至り申間敷と、四書五經之内一經を辨、講釋等出來不申ものは、蘭學修業は不被ニ仰付一積申上、則其通仰出有之候處、今般御書付之趣にては、年齢之差別なく、御旗本御家人、厄介に至り候迄、蕃書調所え罷出、蘭學稽古可仕、旨被ニ仰出一候儀にて、年齢無差別と有之候上は、七八歳以上、御國之字を學び、大學の素讀可仕者、先横文字より修行いたし候ても不苦次第に相成、先達て被ニ仰出一之御趣意と相違し申候。

幼年者蘭
學稽古の
弊

蕃書調所
に就いて

以上は經書を解せざる者は、蘭學修業を許さずとの布達と、蘭學には年齢無制限の布達との、互ひに相ひ兩立す可らざるを指摘したるものだ。

幼年ものは、何事も能く覺、其風に化候ものに付、此未追々出來候蘭學者は、心之底より蘭人之通に可相成、蘭人通に相成候はゞ、遂には邪宗をも尊み候て、聖人之道より上なるものと心得候に至り可申候。

此れは餘りに獨斷的の觀察であらう。併し當時に於ては、斯る杞憂を懐くも、餘りに調子外れではなかつたであらう。

御旗本其外大切なる御人、左様に相成候ては、御祖宗之御法更に相立申間敷と奉忍入候。蕃書調所之儀、講武所と一時に御取立に相成候間、講武所同様盛に相成候様致度心得候ものも可有之哉。殊に其主役と相成候上は、被仰付候御役に出精いたし候事に付、一人も蘭學者多出來候様相勵み候は、御奉公出精いたし候趣意にて、尤至極之筋に候得共、講武所は、昌平坂學問所と同様之ものにて、中々以蕃書調所之見合には

教の人心
と奪ふこ

不三相成候間、其御趣意相紛れ不申候様仕度候。此の如く彼等は蕃書調所を、講武所同様の資格とは認めず。全く士流教養の爲めでなく、單に當座の用を辨ずる器能の者を養成するまでの場所たらしめんとの見だ。

一向宗など御立被置候上は、宜敷宗旨に可有之候處、夫にても惑溺いたし候節は、精忠無二之人々すら、東照宮に奉背候次第に成行候に付、教之人心を奪候儀可恐之至に御座候。當時之人々、其頃には及び申間敷候得共、三百年に近く、文を以御教導有之候間、忠孝之道自然と人之心に染み候て、當時之士たるもの、和蘭を以、公儀より尊み候ものは無之候得共、學問之上にて、自から人心に教化致し候事之洪大なるは相分申候。唯今更に耶蘇之傳染等、少も無之内、御教導方大切に御座候。心術に關係致し候儀、一度傾き候上は、取戻甚六ヶ敷、未だ然候得ば、防ぎも行届候間、私共存寄之趣、不願憚、委細奉申上。

候。

辰(安政三年)十二月

對外知識 皆不徹底
惟ふに川路と云ひ、水野と云ひ、當時の幕吏中に於ては、最も拔群の人々だ。其の見識と云ひ、手腕と云ひ、實に當代の選手と云ふ可き者だ。而して其の所説此の如きを見れば、對外關係に於て、未だ全く煮え切らざるものは是れあつたことは、疑を容れない。乃ち蘭學者が耶蘇教に心酔するに至るなどは、餘りに事實と縁遠き心配であるが、然も外國と云へば、何れの國も皆な同一であるかの如く見做したる當時に於ては、斯る一掃的の觀察も左程不思議と云ふ可きものではあるまい。

【五四】 ハリス出府に關する大目付、目付の上申書 (一)

出府許可に傾く

上申書本文

従來の關化手段

幕府は相換らず、米國總領事ハリス出府事件に惱されてゐる。幕吏の評定では、何れも概して出府を許可す可しと云ふに歸着した。乃ち安政四年正月四日附にて、海防掛の大目付、目付等の上申書には、左の如くある。

官吏(ハリスのこと)御取扱振之儀、何れに論を詰候とも、只々議論之上に付、無詮議を過慮いたし、遂に模稜不決之扱に相成候ては、以之外之儀に有之候間、兎も角も事理至當之御明斷を以、後來自國を顧み、聊恥る所無之様仕度、是迄一を惜み、百を損するの類ひ多く、夷人え對し談論仕候ても、第一彼れの申立候趣は尤にて、此方より論候儀は甚不都合と乍存、無據談論候事抑も不尠。最前より己れに信ずる所薄く、彼を押付候事は、勢ひ可レ整筋無之、此度官吏出府の儀も、御斷に相成候て、筋合可ニ相立候哉。

如何にも尤の言前た。幕府側の外交談判は、何時も自から無理若しくは非理と知りつ、唯だ當坐の申譯けばかりに、一時の遁辭もて其場を囁化せんと試

一時遁れの不安心

みたるは、殆んど其の常套手段であつた。此れは畢竟首を畏れ、尾を恐れ、前に憚り、後に顧み、自から一定の信念と、見識とを以て、其事に臨まなかつた爲めであつた。

私共愚考仕候には、何分にも彼之承引不承引に不拘、更に手強に談じ遂ぐべき便り無之様奉存候。別に見据も無之儀を、唯今は唯今、後は後と、一時眼前を通れ候迄之儀は、於私共一深く不案心至極奉存候間、前後勘辨之上、厚く評論を盡し、別紙之通申上候儀に御座候。勿論弊を數候得ば、何れ之道にも可有之候得とも、曲名を受候弊と、直道を以、處置致とは、其得失判然相分候儀に御座候。既に洋人も邪正曲直を毎度主張致居候儀に付、向後之處置、深御賢考被爲在候様仕度、猶此段申上置候、以上。

巳正月

海防掛大目付

右執筆者

長崎箱館奉行等の上申書

此れは如何にも事理明白なる意見書である。看來れば幕府には勿論其人なしと云ふ可らずだ。惟ふに此れは或は岩瀬忠震の筆になりたるものではあるまい乎。左なくも彼の意見が其の核心であることは、斷じて疑を容れまい。尙ほ正月七日附にて長崎奉行川村對馬守、箱館奉行竹内下野守の上申書がある。

下田奉行簡條書、海防掛大目付始評議之趣承候處、一體是迄之成行駈と不相辨一候間、岡田備中守え申談、應接書とも一覽仕候處、追々品々苦情申述、終に歸國致し候積決心之旨申述、表裏之取計相止不申候はゞ、不日意外之災出來可致旨申聞候由。

此れは勿論ハリス側の掛引でもあつたであらう。彼は中々急に引き揚げ歸國などする心は無かつた。

不快無か

先達てメキシコにて不快之仕向有之、終に及ニ戦争一漸々意之如く相成候

要らしむる

旨申立候事も有之、若官吏引取候節は、其儘に可相過謂れ無之、不ニ容易一事に至り可申と奉存候。親睦を旨といたし、下田に永住致し候上は、今日之事に不快之儀無之様被成遣一候處、肝要之儀と奉存候。依て勘辨仕候處、官吏に限り、本邦之もの都て之買物可出来一候様、入用丈之金銀錢とも、引替相渡候儀は、下田奉行見込之通被仰渡、御返翰之儀は、大目付御目付見込之通不レ被遣、奉行を以、出府之儀、御達相成、懇切之御取扱を以、是迄之疑念も氷解安心仕候様、御仕向之方と奉存候。其餘は愚存無御坐一候。依之此段申上候、以上。

巳正月(安政四年)

メキシコ戦争の效果

メキシコ戦争の話などは、日本人威嚇の最終手段の一であつた。既に彼理提督も、其の齎らしたる贈獻品には、メキシコ戦争の繪圖などもあつた。日本人も氣を付けねばメキシコ人の覆轍を踏むぞとは、米國側の日本人に諷示し、若くは明示する題目であつた。而してそれには日本人側に於て、それ丈の利目が

あつたことは勿論だ。

【五五】 ハリス出府に關する大目付、目付の上申書 (二)

安政三年十月上申書

尙ほ溯りて安政三年十月、海防掛の大目付、目付等は、左の如く上申してゐる。

下田表在留罷在候、亞美理加官吏より差出候、書翰和解被成御下、熟覽勘辨仕候處、彼國大統領より捧げ奉り候、書翰持參仕、至高貴官之御方え直に差上候、様被申付越一書面等之往復にては、語言文字も相違仕候處より、齟齬を生じ、却て不利之義も可有之候間、直様江戸表え手輕に罷出候て、御老中方え拜謁之上、右書翰相呈し、兩國人に拘り候大事は、打解御談判申上、且英吉利使節渡來之模様柄をも言上仕度。乍

斬無しの辭

去軍艦等にて、相越候様にては、異様に罷成、衆人の疑惑をも生じ可申候間、何げなく目立ざる様取賄、出府仕度との趣、申立方條理も相立、殊勝に相聞、此上御斷可相成、御辭柄も何分無之、追て申立候筋合は、兎に角、彼國大統領より持參之書翰も有之、何れの道、御國地永住之官吏に御座候上、始終此地之御用に相立候様御仕向有之候方、御爲筋にも可有御座、長崎表在留甲必丹、五今年目參上之御振合も有之、和親之國より差越、在留罷在候官吏之義、江戸表え被召寄一候て、不相當之義も無之、事實彼是延々相成、夫是苦情申立、自國軍艦參り候節、直様乗組、品川沖え乗込可申は必定之義に有之、夫迄も蘭人等之例を引き、強て出府仕候旨申募り、如何共御斷切難相成一場合に至り、御差免し被成候ては、更に御恩遇之程も相顯れ不申のみならず、却て手強く申立候故、御免許相成候様存じ取、事々強情申張候仕癖を醸し、且は内チ々々御體裁にも不可然候間、此節柄、外國之事情御偵探之爲にも相成、前

出府許可意見

品川東海守へ差置きの事

文和蘭甲必丹之御振合も有之候上は、外條約濟國々之分も、在留之官吏に限り、江戸表え被召寄一候見据にて、一向に此度亞美理加官吏出府致候様被仰渡、品川東海寺等え逗留爲致置、御代官御賄に被成遣、評定所え差出し之上、御老中方初め、御應接被遊、登城をも被仰付、甲必丹之振合を以、拜領物等も被成下、御手厚く御取扱被成遣一候は、更に是迄之御所置とは格別之義にて、兎角日本人は、外國民を、仇讐の如く存候との積疑も氷釋、仕、以後之談判案外御手順宜罷成候品も可有之と奉存候。左候得ば、下田奉行え在留亞美理加官吏より差出候書面之趣、此方よりも御尋之義有之候間、申立之通出府可致、其節諸事爲取締、其方共支配向之内兩三人同導爲致、出府中品川東海寺え差置候積相心得、都合宜敷様官吏え申渡、道中其外之手續可相成一手數相省き、取締宜様、早々取調可相伺旨、下田奉行え被仰遣可然奉存候。私共評議仕、被成御下一候書翰和解壹冊相添返上仕、此段申上候以上。

海防掛

跡部甲斐守
土岐丹波守
筒井肥前守
伊澤美作守
鶴殿民部少輔
一色邦之輔
岩瀬修理
大久保右近將監
津田半三郎

條理分明
の意見

以上は如何にも公明正大の意見である。當時の老中等は何故に此の意見を、其儘採用しなかつた乎。彼等は何に憚り、且つ惧るゝ所ありて、其の實行を遅

疑したる乎。彼等は假令機先を制し得ざるまでも、何故に他の強迫を俟たず、自動的に措置するの果斷をなさざりし乎。何れにもせよ、以上の意見は、時節柄、最も穩當にして、且つ我が體面を維持する上に於ても、極めて條理分明だ。但だ幕府にも、必らずしも識者無きでは無かつた。然も其の見識を、實際に活用する者なかりしを、是れ憾みとす可きであつた。

【五六】 ハリス出府に關する大目付、目付の上申書 (三)

安政四年
正月提出
意見書

尙ほ安政四年正月、左の如き上申書を海防掛の大目付、目付から差出してゐる。此れは老中に於て、下田奉行限りにて、米國總領事に關する一切を了せしめんとする評議に付き、其の意見を開陳したるものだ。

亞墨利加官吏(ハリス)え御返翰可被差遣趣意、此度岡田備後守(下田奉行)差

田府拒否の惡結果

軍艦乗入れの恐れ

出候案文を一覽仕候處、右之御返翰にて、一時承服可仕哉は難計候得共、元々和親懇切之條約相濟候國より差置候永住之官吏、出府之儀申上候儀に候得ば、先達て評議仕申上置候通(參照 五五)何れにも願之趣御聞届相成候方、彼之疑念も渾て氷解仕、萬々後來之御都合可然奉存候。強て御斷相成候は、只管恐懼を被示候姿に相當り、此後愈侮慢倨傲に押移候は必定にて、且は彌事之疑念相増、逆も諸談判向相整申間敷、其上最前條約も無之内、無沙汰に横濱え乗入候とも軍艦に候得ば、其儘相濟、今般は親睦之條約も相濟候上、御國地在住之官吏願出候を、却て御擧用無之と申候ては、海外え被對候御處置如何にも御失體にて、つまり輕蔑を招き可申、殘念至極に奉存候。此れは徒に出府を許さざるの得策にあらざるを切言したるもの。彼方に無理は通させ、有理は通させぬとありては、我が失體を世界に廣告する所以。殊に先達て官吏より申立候内、軍艦にて都下え乗入候は、騷擾も可出

和蘭との振合

彼の存意の懸れ

候に付御都合次第、陸より出府之趣認有之候事故、若哉強て出府御拒絕に相成候は、不得止、自國船入津之頃乗込、都下え相廻り候儀は、必然に有之、甚以心配仕候。斯くては却て蠶蛇となり、其の穩當なる出府を不許可の結果、彼を驅りて、高壓の出府たらしむるやも、未だ知る可らずだ。一向に御呼寄相成、彼之疑念相解候上は、向後之御取扱諸事御都合可然、一體和蘭人は、二百年來仕來とは乍申、一と通、通商迄之國に有之、殊に加比丹之身分にて、出府も相叶候處、假初にも親睦之約書も爲取替相成候國之官吏、其儀難ニ相叶候は、其國より考候ては、何とか御異志も有之様存取居候儀に付、品々苦情も申出候譯にて、行末とも逆も志願相達不申内は、思ひ止り申間敷、然るを一時御斷相成候共、右之念慮中心に蓄居候を、一時延しに強て談じ置候迄にては、愈彼之存意も相懸れ、夫が爲に多少不都合を醸候ては、限りも有之間敷、譬へば官

吏自分、非分之儀を犯し、憤怒手荒之所業有之候ば、彼國政府に如何様御掛合相成候とも、十分御辭柄有之、夫が爲に使節等渡來候とも、聊御頓著無之乍事、出府之儀を、御斷之爲に異議を生じ候ては、御辭柄相立兼可申、去迎官吏愈致二憤怒一候節、御許とも難二相成一、遂には無窮之禍根を生じ可申哉、甚以過慮仕候。

此れは聊か過慮でもあるが、和蘭甲必丹にさへ許したものを、米國總領事には許さぬとありては、其曲寧ろ我にある可く、事面倒に赴くに就ては、其の責任は、我に於て負擔せねばならぬ。

近來御舊例追々御改之上は、何事も公平切實之御處置にて、猥りに夷人之怒を引出し不申様被二成置一候方、御長策と奉存候。尤眼前之都合に泥み、ひたすら御拒絶之儀申上候者可有之哉難計候得共、是迄逆も一躰之事柄、一時之都合を計り、御國之勝手而已考、公平切實に無之儀は、悉く遂には彼れ強顔に被二押付一候儀、數々前轍も有之候間、深く後來之御爲を

何事も公平切實の事

幕議一定せず

謀り候ては、前書申上候御取扱之外有之間敷、厚御勘辨被爲在、在住之官吏に限り、御召寄之方に御決定有之候様仕度。左候得ば兼て申立居候官吏は、別段之御取扱之廉も相立、彼之情儀においても安心可申候間、海陸いづれに候共、出府之儀は、御許容相成候方と奉存候。右之通被二仰付一候得ば、御返翰に不レ及、直に出府之儀、奉行を以御達相成候方可然哉に奉存候。私共評議仕、此段申上候、以上。

此れは當時に於ては、寧ろ軟派の意見として受取られたものであらう。されど若し出府を許さねばならぬ理由ありと認めたるに於ては、之を明日に譲るよりも、之を今日に許すに若かず。彼の威迫に餘儀なくせられんよりは、我自から進んで彼の希望を容るゝに若かず。然も幕議は、容易に此處に一定する能はなかつた。

【五七】勘定奉行等の異見(一)

大目付、目付の意見は、上記の如く(参照 五四―五六)極めて時宜に適してゐる様だ。然も亦た之に對して、海防掛の勘定奉行、同吟味役は左の如く其の異見を上申した。

異見本文

米國總領事出府并冥加金の件

松平河内守
川路左衛門尉
水野筑後守
塚越藤助
中村爲彌
設樂八三郎
亞米利加官吏取扱方等之儀に付、下田奉行箇條を以、申立候書付之趣、海防

取計振兩
様

掛并長崎奉行其外打寄、談判仕候趣、委細は御目付方にて取調候書面え連名仕申上候。其内私共了簡、異同有之候箇條、左に申上候。一、官吏(ハリス)參府いたし候て、御直に申上度儀有之候はば、江府え被召寄一候て可然と之儀、亞米利加條約書之趣を以、御目付方にて申上、既兩國和親に相成候上は、阿蘭陀加比丹も參府いたし候儀に付、書面之上之論にては、被召寄一、品川東海寺等え被差置、御直話有之候ても不相當之儀は無之、借又手荒に軍艦等にて乗込候はば、無餘儀一右之御取計に可相成一と之儀、是又申上候通に候得共、既阿蘭陀加比丹參府之儀、内實品々御差支可有之と之故を以、差當り御斷に相成居ながら、却て亞米利加官吏被召寄一候ては、御取計振兩様に相成、御不都合には有之間敷哉。

以上は既に和蘭甲比丹の入府を斷りたるに、今更ら米國總領事の入府を許可するとは、前後撞著の沙汰ではないかとの意味だ。

一旦許さ
かば限無
からん

殊に亞米利加官吏若參府いたし候はゞ、中々以和蘭甲比丹之類には有之間敷、御府内所々遊歩等は素より之儀、其上一旦右之通相成候上は、諸夷必同様の儀を可ニ申立候。其節いづれも御聞濟無之候ては不ニ相成、殊に珍敷江戸え參府いたし候上は、一覽に不及場所迄も悉可參は勿論にて、其節に至、彼是と御差止は相成間敷候處、右之通勝手に相成候ては、更に御武威と申ものは無之様にて、國持大名等之心之内如何可有之哉と、甚心配仕候。

聞届後の
恐れ

以上は一たび米使に出府を許さば、其勢滔々、之を底止するの道なからんとを杞憂してゐるのだ。
尤御目付方にて申上候通、元來戰爭無之様いたし候上は、軍艦等乗込候節は、いか様なる事にて、御聞届無之候ては不ニ相成、其節は只今御聞届よりも、倍増なる儀、御許容之譯に可ニ相成、夫よりも此節あまり横行に無之内、御聞届可然と之論、尤なる筋にて、御備向相立不申候

不徹底の
見

内は、手荒に被致候を厭ひ候間、何事も無ニ御餘儀一御聞届と申譯に陥候筋に候得共、其論にて推參候ては、遂には各國之夷船、琉球國え參り候て、品々自儘を働候上、終には同國人差留候ても、更に不聞入、押て入城致し候様なる事にて、御聞濟無之候ては不ニ相成、倍々當惑至極之儀と奉存候。
所謂此膝一たび屈して、復た伸ぶ可らずと云ふ意味だ。併し彼等は果して米國總領事の參府を、永久に喰ひ留め得可しとの自信あつた乎。將た世界の趨勢が、日本を開國通商國たらしめずんば已まざらんとするを、只だ下田や、箱館のみにて、支持し得可しとの確信あつた乎。彼等は讓歩を果ぬるの結果は、日本が琉球同様の態たらくを現さんと云ふも、彼等は如何なる手段もて、日本の國威を保たんとする乎。彼等の意見は如何にも老婆心切の致すところ、其の杞憂の點はさることながら、然も其の姑息にして、不徹底なるは、所謂幕吏の常套を脱し得ざる憾みが無いでも無い。

【五八】勘定奉行等の異見(二)

出府差留
返翰に就
き意見

乍去いづれとか致し不申候ては不相成候間、事被行候か、不被
行かは、暫差置、官吏え御返翰に、參府之上、直に申聞度趣に候得共、
元來其國之人望により、下田港を開き候て、都て下田奉行え御委任之儀に
付、其役人え申立候は、則御老中方へ御直に申上候と、少も差別無
レ之、勿論重き御役人之事故、いか様隱密なる事にて取扱候間、聊
無ニ心置可ニ申立、下田奉行之手を經不申候ては、萬事難ニ取計譯に有
レ之、右は長崎箱館之奉行取扱候も同様につ、其心得に有レ之度、勿論不
都合にて、急に不應事も可有レ之候得共、國異なれば自から國法も同じか
らざる譯に付、能心得可申、吳々も下田奉行え申立候は、御老中方え申
立候と同事に付、いさゝかなる事も、行違無レ之様相成居候御國法に付、
少も斟酌無レ之様との御返翰を被遣候て、穩當に心力を盡し、下田奉行よ

り説得いたし候方に可有レ之哉。

乃ち老中の返翰には、米國總領事ハリスの出府を、婉曲に斷りて、一切を下田
に於て、下田奉行と商量せよと云ふに若すとの意見だ。

直接交渉
の不利

御目付方申上候趣、強て不相當には有レ之間敷候得共、前文申上候
通、品々當惑之次第も有レ之候に付、いかにも手を盡し候上にも、手を盡
し候方と奉存候。左も無レ之候ては、長崎箱館も同様之儀にて、其
所に奉行被差置候證も無レ之、彌奉行を輕蔑いたし候様にも成行可申、
且御直に申上候ても、品に寄御即答相成兼候儀も可有レ之、其節は素よ
り飽事を不存異人之儀に付、猶一層其上之儀を可ニ申出も難計候間、夫
等之邊、得と御賢考被爲在候様奉存候。

要するに若しハリスが出府し、老中と直接談判するに於ては、殊更ら下田奉行
を措く必要も無きに至る。又た直接談判とならば、如何なる難題を申し募るや
も料り難しとの意見だ。

此れも一應尤の申分だ。但だ手續上の些事は兎も角も、開國通商に關する大問題に至りては、是れ老中自から其衝に當る可き要務にして、之を下僚に委す可きものではあるまい。下田奉行には、奉行相應の仕事がある。必らずしもハリス出府したとて、下田が開港場たるに於ては、奉行を措く必要無きに至るなどの心配はあるまい。併し前掲勘定奉行の説は、先づ幕府に於ては、最も穩妥の見として、採用せらるゝこととなつた。

關之品冥加の事

所謂關之品

一 關之品三割之冥加差出候に付、諸色高直に相成候得共、冥加有之候に付、制止も行届不申候由等、下田奉行申上候に付、以後は一割にいたし可申と之論、是又尤なる譯に付、一割にても強て存寄無之候に付、連名は仕候〇され共御益筋に拘り候間、委細申上候〇抑下田缺乏品之儀は、薪水食料等彼船日用品とは差別有之候て、漆器磁器等、夷人共好みに應じ買參候儀に御座候。此れは全く此の通りだ。關之品とは畢竟名目だ。當初彼理提督は、米國船舶に

商人高利獲得の件

必須の食料薪水等の供給を申し出で、此れから徐ろに通商貿易の大舞臺に進まんとする目論見であつた。從て其實關之品と申して、外人の購求するものは、云はゞ彼等の嗜好品であつた。此れは當初から分りきつたる話であつたが、鎖國の第一關を通過するには、此の方便を用ふるの外は無かつた。今茲に冥加金と云ふは、所謂輸出税のことだ。

先達て下田御取締御用として、左衛門尉(川路)筑後守(水野)罷越居候節、格別之高利を取、商人共賣遣し申候。乍レ去彼等之好に應じ、賣遣し候儀にて、私益有之候故、高直にても買參り候儀に可有之、唐紅毛之商買物之内、定て各國之元直極下直のものにても、好に應じ、御國えは高直に賣候もの必不可有之、一事を以申候得ば、蘭書藥種又は鮫之類にて、申さば相互之儀に付、御國之人、彼國之人の望に任せ、利を得候を差止候筋は無之、然る處下田港御開に付ては、公儀最大之御入用も有之候處、同所の商人共而已格外之利を恣にいたし候譯は無之候に付、冥加上納を

三割冥加
不當なら

冥加免除
無益

も及ニ理解一候筋にて、三割之冥加金不レ少とは乍レ申、不相當之筋は無レ之、其譯は御國にて百兩に賣可レ申もの、三百兩にも相成候に付、商人共之利二百兩有餘と相成候間、其二百兩餘之内より九十兩上納爲レ仕候仕法に付、夫にても其國內之取引に見合候ては、商人共多分之利有レ之候に付、差支候筋は無レ之、借又異國人共高直にて不承知に候はば、日用之品に無レ之候間、買ひ不レ申候とも差支は無レ之譯に御座候。

然る處右之冥加金を御免に相成候とも、只今まで、十倍廿倍之利有レ之候ものを、御國取引に見合、いさゝか宛之利を得候て、賣可レ申との儀は、無レ覺束一筋にて、右は十組の冥加金御免相成、諸色以前よりも高直に相成候得共、夫成に過行候と同事に可レ有レ之哉。

冥加金三割を一割に減したればとて、その減したる丈、代物の價を引き下げることが如きことはない。冥加金の減額は、物價を下げずして、徒らに商人の懐を温むるに過なり。

商法請負
意見

殊に下田町之如き小商人共、當座之利を貪候は、前後の辨も無レ之、格外之儀をいたし候に付、商法を御改候は、江戸、京、大坂之格別に身元宜もの共へ、得と御法を御示し、其ものどもえ爲ニ引受一候て、相當之冥加を爲レ納候は、永續可レ仕候得共、當時の勢ひにては、終には全公儀之御損而已に可ニ相成、依ては先づ當分一割と被ニ成置、早々三都之奉行え格別身元宜ものに引受候もの有レ之候哉御尋、商法替有レ之可レ然哉、右も三井組位のものに候は、格別。時之勢に乗じ候て、利を貪候ものに被ニ仰付一候は、實益甚敷可ニ相成と、奉レ存候間、右取計方之儀は、下田奉行にて勘辨いたし申上候様被ニ仰渡一可レ然奉レ存候。

右は私共限猶又勘辨仕候趣申上候。右申上候趣、御採用にも相成候は、御返翰案之儀は、其筋え被ニ仰渡一候様奉レ存候。以上、三都の商人を銓考して、其中から適當の者を見出し、其者共へ所謂關乏品商品——の供給を請負はしむ可しとの意見は、當時の事務に照らして、未

だ必らずしも無稽の論では無かつたであらう。

【五九】老中のハリスに對する返翰

返翰本文

種々評定の末、ハリスに交付したる返翰は左の通りであつた。

亞米利加官吏

トウンセント・ハルリスえ

貴國より日本の事務に關係せる重大之事件を、自分共へ直に可ニ申立旨、貴國大統領より命有之趣、其外の件々とも、去年九月中の書簡、并同十二月に至り、猶申立の書面、夫々熟覽せしむ。然る處、下田、箱館開港以來兩國の諸件を辨せん爲め、兩所に奉行を差置、委任せしむる上は、假令重大之事といへども、申立る事もあらば、其地奉行へ申聞らるゝは、則自分共へ

直に申立るも同様なれば、隔意なく奉行へ談話あるべし。此趣告知せしむるもの也。

安政四年己正月

堀田備中守 花押
阿部伊勢守 花押
牧野備前守 花押
久世大和守 花押
内藤紀伊守 花押

府體よく出

堀田の覺書交付

此れは安政四年正月十六日、堀田正睦より下げ、同二月二日、下田奉行井上信濃守、岡田備後守が、同地御用所に於て、亞米利加官吏即ち總領事ハリスに交付したるものだ。即ち體善く其の出府を斷り、一切の談判に就ては、下田奉行をして、之に當らしめんとすることとなつたのだ。併し幕府に於ては、此の返翰の旨が、その儘ハリスに受け納めらる可きものと

は、自から信じなかつた。此に於て此の返翰と同時に堀田正睦は左の覺書を、
それぞれの役筋に交付した。

評定所一座
海防掛
長崎奉行
箱館奉行へ

覺

下田滞在之亞墨利加官吏より、老中え面會之儀、書翰を以申立候趣意
は、一ト先下田奉行にて引受取扱候様相達し、返翰差遣候儀には候
得共、此上申立之次第に寄候ては、當地え不レ被ニ召寄一候ては、相成間敷
哉に付、右之手筈に凡取極候方可然、就ては官吏之儀は、身柄宜もの
の由に付、右取扱之儀、是迄和蘭甲比丹之振合にも相成間敷候間、諸般
之禮節は勿論、御披振、旅宿、應接場所、其外とも萬端無ニ手拔一様、廉々

堀田の眞意

取調 早々勘辨致し可レ被ニ申聞一候事。

此の如く正月十六日、返翰を下げ渡すと同時に、其の返翰が、到底物になら
ざる可きを豫測し、ハリス出府の止む可らざるを認め、それに對する施設、準
備等に就て、それぞれ調査を命じたる次第だ。惟ふに堀田正睦の如きは、寧ろ
親しくハリスに面接するを希望せざるまでも、決して之を回避しなかつたもの
らしく思はれた。

更に重要なる貨幣交換問題

然もハリスの方には、即時出府の問題よりも、寧ろ米國ドルラル、日本通用銀
貨との交換問題などに引き掛りて、出府の事は、自然に後廻しとなつた。乃ち
二月二日、上記の返翰をハリスに渡したる際にも、奉行とハリスとの對談は、
出府よりも、寧ろ此事であつた。而してハリスの方にては、米貨を日貨に交換
するには、量目を以てし、而して彼の通貨を我に改鑄する、所謂吹減代償と
して五分の打歩を拂はんと云ふに、我はそれでは不足なりとて、茲に双方の意
見が岐れた。

意見分裂

此方 量目替之儀、其許申立候通にも難參、心苦敷候。先量目掛合せ之儀は、其許申立之通に相成……吹滅之儀として五分被差出候ては、政府に於て、莫大之損亡相立、逆も談判難整、倍々迷惑之儀有之候。何とか勘辨は無レ之哉。

彼方 量目替之儀は、敢て自國限之事に無レ之、西洋各國と關係致し候得ば、一統之爲御答仕候。總て西洋に於ては、秤量を以、双方取替、吹滅等之價差出候儀無レ之、通用銀鑄直候ても、三百ドルラにて、一ドルラ之吹滅相立、五分之吹滅は更無レ之候得共、御國之儀は、通用銀外國と全相變候事故、別段御國便を計り、五分差出候様申述候儀に有レ之候。此の如く双方の申分に相違を來し、此の問題のみにても、容易に歸著す可き様は無かつた。

第十二章 和蘭人の忠告とハリス威嚇の効果

【六〇】 安政三年の末から安政四年の始め

昭和四年六月十一日、熊本に於ける横井小楠贈位奉告、及び六十年祭講演、同縣水俣に於ける洪水文庫開館式の爲め小旅行を了へ、茲に前稿を續く。

東西領擧
説の呼應

安政三年末より四年の始にかけて、幕府は、米、英、露、佛、蘭諸邦の爲めに、種々の難題を引き受けた。就中米國總領事ハリスは、下田に在りて、宛も借金居催促をなすが如く、手緊しく肉薄し來つた。當局者もその措置には、當惑した。幕吏の優秀者、就中其の海防掛りの連中は、概して何れも開港和親の已む可らざるを識認した。然も水戸齊昭の聲望は、種々の理由の爲めに漸次に減退したるに拘らず、依然として鎖攘家の守本尊となつてゐた。而して其の手

板挟みの委

阿部堀田の腕手較比

は、有心にせよ無心にせよ、京都にも延んだ。乃ち江戸の鎖攘説は、京都の鎖攘説と相ひ呼應して、自から犄角の勢をなしつゝあつた。少くとも斯る形勢を馴致し來りつゝあつた。

斯る形勢を馴致しつゝありとは、恐らくは當時の當局者は、未だ氣付かなかつたであらう。されど彼等は外からの壓力、即ちハリスの居催促を恐るゝが如く、内からの反抗、即ち水戸齊昭、及び其の一派の反對に掛念した。所謂板挟みの委とは、此事であつた。

當時幕府の首席は堀田正睦であり、且つ彼は海防掛であつた。乃ち彼は其の地位から云へば、首相兼外務大臣であつた。然も首相の實權は、寧ろ次席の阿部正弘にあつた。堀田は世間に蘭癖先生と歌はれたる程の者であれば、海外の事情にも略ぼ通達し、且つ開國の已む可らざることは、百も承知であつたらう。阿部は外交の知識に就ては、堀田に及ばなかつたにせよ、政治家的素質は寧ろ彼の専らにしたる所でありたれば、時勢を見るの明と、それに追隨して、

阿部鼠色の態度

幕府多る措置を誤

所謂隨波逐浪の作用に至りては、彼の擅場と云はねばならぬ。

されば堀田は固より、阿部も開國には異存なきのみならず、當時に於ては、寧ろ其の已む可らざるを識認してゐた。但だ當時の彼は、精神的にも、肉體的にも其の元氣衰へ、とても新局面を打開する程の大手腕を揮ふことは期待せられなかつた。加ふるに彼は安全第一の政治家にして、相成る可くは、四方八方、何れにも都合よく取り纏め、何等の無理もなく、圓滑に事を捌かんと欲したれば、彼が態度の鼠色にして、何となく煮え切らなかつたことは、今更ら異しむ可きではなかつた。

要するに幕府は、其の措置に於て一著も二著も三著も誤つた。研究せねばならぬ場合に、無頓著であつた。準備せねばならぬ場合に、投げ遣りであつた。評議せねばならぬ場合に、其の事實を嚴秘として、誰にも之を知らしめなかつた。其の方針を宣明せねばならぬ場合に差し迫りて、漸く評議にかけた。決定す可き場合に、尚ほ甲是乙非、衆論囂々の最中であつた。而して實行せねばな

らぬ場合に、尙ほ一刀兩斷的の指導を與へなかつた。此れは阿部、堀田兩人の責任と云へば、云へないこともない。されど彼等の立場も亦た固より同情せねばならぬ。

岩瀬修理
の見識

但だ此間に於て、海防掛の速中に於て、積極的に開國論を唱道したる識者は皆無でなかつた。就中目付岩瀬修理の如きは、其の錚々たる一人であつた。彼は林家中興の林述齋の外孫にして、所謂の手入町、口八町、而して其の見識も亦た之に準じたる秀才であつた。彼は本來漢學者出身にて、固より蘭學者ではなかつた。而して其の海外知識は、蘭學よりも、寧ろ當時支那に於ける、歐米人——就中英米宣教師等——の著述によりて得たものらしい。

開港必須
の理由

そは何れにもせよ、彼はハリスの下田來港以來、政府の命を奉じ、下田に赴き、ハリスと直接に相見、之によりて痛切に開港の必須を感得するに至つたものと思はる。其の大目付、目付等の名によりて提出せられたる意見書、答申書の痛快、明暢なるは、恐らくは彼の手になつた乎、彼の鼓吹に出でた乎。何れに

もせよ最も多く彼の意見を代表したるものには、相違あるまいと思はるゝ。

岩瀬肥後守の人物

岩瀬肥後守は昌平學校の出身にして、一擲御目付に擧られ、重職中にて尤も壯年の士なりき。識見卓絶して才機奇警、實に政治家たるの資格を備へたる人なり。阿部内閣の時には、未だ十分に其技術を現はすに至らざりけるが、堀田内閣の時に至り、米國全權ハリスが下田に渡來し、和親貿易の條約訂結を請求せるに際し、應接委員と爲りてハリスと折衝し、親しく其説く所を聽き、大に悟りて益々其開國説を主張し、遂に堀田閣老をしてハリスを許して參府せしめ、將軍家に拜謁して國書を親呈せしめ、堀田と外交談判に涉らしめたるは、主として岩瀬の力なりき。當時幕府を擧て皆鎖國攘夷の説に執拗し開國和親を喜ばず、阿部内閣の後を請て、姑く外國の請求に應じ、薪水の供給、若しくは漂着難船の救助を諾するに止めて、以て切迫の機を緩くし、其間に我軍備を整へて外交を調絶すべしと云ふが幕府一體の政策にて、開國和親は固より其好まざる所なりけるに、獨り岩瀬は、初より少しく蘭書をも讀みて聊か外國の事情を知れりとは云ひながら、此非開國の群議の間に立ちて、斷然世界の通義を主張し、和親貿易の條約は歐米諸國の望に應じて之を訂結せざる可からず、然らざれば、日本は孤立して國運も終に危しと公言し、以て閣議を動かしたるは岩瀬なり。世間或は井伊大老を以て開國政治家の主動者の如くに云ふものは、其實を知らざるの説なり。

當時幕吏中にて初よりして毫も鎖國攘夷の臭氣を帯びざりしは、岩瀬一人にして堀田閣老をして、其所信を決断せしめたるも、岩瀬に外ならざりしこと事實に徴して明白なり。(幕末政治家)

【六一】 廣東事件と和蘭甲比丹 (一)

英人廣東
燒拂事件

幕閣はハリスの居催促に、殆んど閉口の體であつたが、それと同時に、茲に幕府をして尤も心配せしむ可き報道が來つた。それは英人の廣東燒拂事件である。

和蘭通詞
上申書

此事に就ては安政四年二月、長崎に於ける和蘭通詞の上申書が、其の大概を語つてゐる。
昨九月頃、於ニ廣東一唐人と英人と爭端を開、英國船將セイムール(人名)廣東

を燒拂、亞米利加、并拂朗察も、右船將を相援候由、右旨趣は、兼て條約書を以、个條取極有之候處、唐國にて兎角嫌拒ありて、條約に悖り候事、杯有之、右之始末に至り候趣、就ては、當御國においても、能々御勘辨不相成候ては、些細之事より、爭端を開候様相成候ては、以之外之儀に有之、右戰爭之儀は、別段書面を以可ニ申上候得共、評判記書拔申上候迄に、追て右様之内情は難ニ申上旨、御内々御含、口達を以申上候旨、甲比丹申出候に付、此段申上候、以上。

巳二月

本木昌造

キヌルチ
ヌス口演

所謂「當御國に於ても、能々御勘辨不相成候ては、些細之事より爭端を開候様相成候ては、以之外之儀に有之」の一節は、當時の幕閣に取りては、恐らく胸に五寸釘を打ち込まれたる心地がしたであらう。
尙ほ和蘭甲比丹キヌルチヌスの口演書によれば、彼は英清條約の願末より説き起し、英人が清國の條約不履行を憤りて、廣東を燒拂に及びたる次第を説き、

更らに一轉して、左の如く説いてゐる。

唐國之處置、第一宜しからぬは、終に免す可き事も、一旦拒絶いたし、手詰に成候上にて免し候事にて候。左候ては一旦拒み候儀を、押付られ候ては、許し候故、其都度、其都度、自國之威を損じ、外國にては被拒候事を押付候故、其都度、其都度、國威を増候筋にて、我國威を減じ候て、彼の國威を添へ候は、其利害判然たる事と被存候。外國之強きを知て、最初より談話及び候は、右様之事は、英人とても致し不申事に候。廣東之話説は、此に止り申候。此事能々御勘考有之候は、外國御處置之ために、至極の龜鑑と可相成一候。

幕閣實物教育

此れは宛も當時の幕閣に對する實物教育であつた。而して和蘭甲比丹は、その教育を、徹底的に日本の當局者に施さんと試みた。

右等之事に因て、猶又申上候は、近頃御當國へ罷越候亞墨利加使節之筆記にも、同國御取扱振之儀に付、御國地の事を種々論じ候儀有之、和

甲比丹の本旨

蘭政府にても、略承知致し、篤と御勘辨有之候様、私より逸々可申上との儀申付越候儘、存付之廉々、則可申上候。此の如く和蘭甲比丹の本旨は、英清事件の彼でなく、日米事件の是であつた。彼は畢竟廣東事件を取り用ひ、以て下田事件の禍を、未萌に防がんとの底意であつた。

條約取結要旨

一條約は至極大切のものにて、御替改等は、決して難相成一儀勿論にて候。且條目も極々細事迄は取極も難致、都て兩國親睦を其要旨と致し、諸般此意を以貫き候譯にて候。尤親睦を表し候は、應對禮節等之鄭重に無之、御取扱之甘ろぎゆるやかなる處を要と致し候へば、一旦取極候條約の意を、漸々取縮め候様之處置は、親睦之本意に無之候。且又外國之事を、御手延にのみ御處置有之、御返答坏遅々致し候は、何方の氣請もよろしからず候。

小事府々の不可

既に去秋蒸氣船將フーハピス事下田港へ罷越し候節、亞墨利加コンシル面

病症指摘

談致候は、下田にて御奉行へ申立候事、毎度御返答相滯、且條約は取極候得共、兎角瑣細の事を、窮窟に御沙汰相成、條約を追々御取縮め相成候様御處置有之、右様にてはいづれ一應政府へ申遣、再度之談判に及び不申候ては、難相叶一との儀、物語致候由、是等之事を承り候ては、御國のため、和蘭政府は勿論、私に於ても、心痛いたし候事に候。此れは實に當時幕閣及び幕吏の病症を、率直に指摘したるもの。一切大局に通せず、唯だ手續とか、施行規則とか、其他の細條末節を小面倒にし、之を以て外交の妥當を得たりとするが如き、實に小人的外交の真相を、丸裸にしたるものだ。當時の幕吏も、之を聞いては、事理明白、如何にも御尤と云ふの外はあるまじ。

〔六二〕 廣東事件と和蘭甲比丹 二

外交文書
體裁の事

外國人の
不平

和蘭甲比丹の忠告は、實に親切、緊切を極めてゐる。
 一 今一事申上候は、外國人へ御達し相成候御文書類體裁之事に候。元來歐羅巴人の説にも、御國人は恰恠にて、禮節正しく、外國人御取扱も御行届、東方第一之國と稱し居、唐國坏と一様には論じ不申、然る處、御文書には、御奉行御名氏、或は御官名等必御記可有之處も無其儀、且何事も臣下へ對し候様之御辭命多く、和蘭人は從來之事故、敢て彼是は不申上候得共、御國風不案内の外國人は、毎々不平に存候。右は御取扱御行届御叮嚀なるは、唐國之無禮と格別に存候處、御文章之御體裁は、却て唐國よりも甚不都合故、外國人は別て此事を専らに申居候。篤と御勘考有之度候。

是れは如何にも其通りだ。而して日本原文と外國譯文、若しくは外國原文と日

對英條約の事

本譯文との相違の如き、乃ち外國語では當り前の對等的文句を、日本語では丸で君主と臣下との關係の如き文句に作り替へ、若しくは斯る文句を、外國語に譯する際には、對等的の文句に改造するが如き、實に鈴を盗んで耳を掩ふものとも云ふ可き類だ。

英吉利國と條約御濟候へども、唯今に至り考候へば、御條約無レ之方却てよろしくと存候。其譯は高鋒島脇手へ碇入等之事相立不申、手強申上候得ば、追々其通りに相成申候。

如何に幕府が外人の威嚇に、叩頭しつゝある事實を見よ。

米國の失望

一 亞墨利加國之儀、既御條約相整候得共、兎角親睦之趣意御取縮相成事、甚失望致し居候。

英國も同様之處、湊々之掟と申事にて、御條約面之儀、彼是御議論有レ之候ては、條約爲ニ御取替一相成候親睦之趣意は、一向に相立不申候。箱館表は、御當地（長崎）よりは、御ゆるやかに御取扱有レ之候。由に御座候。佛郎察

對外交際公平を要す

は、いまだ御條約御取結は無レ之候得共、追々渡來可ニ申出と存候。彼國民のため、箱館にて病院御取建有レ之候は、よくこそ御許容相成候事と存候。人命に係り候事故、至極之御處置と可申候。

魯西亞も御條約相濟、御當港は外國人へ御開之振合通、規定御取極可ニ相成との趣にて候。兎角外國の御取扱は、何方も御一樣に無レ之ては相成申間敷候。

但し互市之法は御取結無レ之候得共、御條約面にも、入用之品は金銀ならび品物にて買渡之儀御取極相成居。然ル處、是は兎角窮窟之御沙汰有レ之、甚面倒なるよし、魯人申居候。魯國は世界第一の大國にて、殊に御當國とは境界を接し候儀に付、別て御親睦有レ之候は、御援計にも可ニ相成、若又御疎音に被ニ成置、不快を懷き行違等有レ之候は、外國よりも、一倍御迷惑に成可申候。唐國地續の地勢と違ひ、御當國は大小之離島多分有レ之、且環海之事故、割據攻撃之儀とも御座候。ては、甚だ難澁の儀と被レ存候。魯國

政府にても、彼使節船沈没御取扱御恩惠之一條は、甚だ感じ居申候。右四个國（佛、英、露、米）は、當今の強國に有之候處、夫々御條約御取結に相成、其間に行違ひ無之候はば、往々御安心之場にも至り可申、和蘭に於ても、御當國には、舊來之御親にも有之候儀に付、右強國共へ御親睦相成候はゞ、別て本望之儀にて候。

如何にも尤なる申分だ。

國風改良を祈る

和蘭甲比丹キユルチユスの忠言は決して和蘭自國の便宜のみを主としての立言ではない。飽迄も日本の爲めを謀りての老婆心切と云ふ可きものであらう。

且右國におゐても、御國風の追々御改相成候事を相望居申候。當今五大洲中、過半歐羅巴風儀に罷在候故、右風儀に被ニ押移一候はゞ、時勢御承知可被成候事と、外國人も存可申、若し始終御國風を御守被成候ては、唐國同様之風習と御沙汰いたし可申候。去年中差上候條約副章中の事、御取用相成候得ば、御國風御改可被爲との機は、早速歐羅巴に傳播

日本の些細の事のみを泥

いたし、追々外國御交接之御居合も可然、右に付和蘭政府より申付越候趣意は、去秋中も肝要之儀申上候書面之内に委細記し置申候。勿論右書は廣東之事、未だ傳聞不致候以前認候事に御座候。

尙ほ本書と同一の開取書にして、其の文句に異同ある別紙の中には、左の如き一節もある。

既に和蘭フアピユス下田、箱館一見として罷越、下田滞在之亞米利加官吏え面談仕候處、日本は兎角小事に拘り、些細之事申立候ても返答埒明不申、無益之小事而已申聞、實に煩敷候間、亞米利加政府え申立、別段可及ニ談判一抔致候よし。右様之事より漸々可及ニ混雜一候間、得と御思惟相成度。

返答敏活を要す

と云うてゐる。是等は當局者にも餘程痛切に的中したのであらう。

尙渡來之外國船申立候、廉有之節は、可相成一丈速に御返答相成度、遅々候義は、外國之風儀に相協不申候間、是又御含相成度。

と云ひ、更らに又た、

且御免許可ニ相成程之事は、速に御免相成候方可然、初御免許難成旨御申聞に相成候義も、強て申に任せ被差免一候様にては、強てさへ申乞候得ば、被差免一候様心得、事實御免許難成義も、強て申立候様相成申候。

如何にも幕府の病所、弱點を能く穿つてゐる。

御免許可ニ相成程之義は、速に被差免一候はゞ、御國威も相立可申、強て乞に任せ被差免一候ては、威も少く、御免許之名も薄く御國威も相減じ、夫丈け申乞候者之方に國威相増可申候。

寔に事理分明了。

兵端小事
より起る

兎角兵端は、小事より起り候ものにて、此度唐國之弊も右等之事より起り、自ら弱を知らざるは智と申がたく、御國にても能々御勘辨有之度。尤御國唐國程弱くと申には無之候得共、久敷太平打續、歐羅巴程軍事に不レ被レ爲

馴、唐國は其地連續仕候得共、御國は四方海岸にて、一度兵端を開き候ては、至極御大切に可レ及旨、能々御勘辨相成度、此度唐國之一件、只外國の事と御聞捨なく、事情得と御賢察御所置御座候様仕度旨、加比丹申出候。

此の如く眼球に指を突き刺す底の忠告なれば、それが如何に幕府當局者を刺戟したるかは、以て想像に難くあるまい。

【六三】 和蘭甲比丹忠告の効果

効果多大

和蘭甲比丹の忠告書は、正しく利き目があつた。英國が清國に於ける行動は、やがては米國の日本に於ける行動たらざるなきを必し難しとは、堀田正睦を首めとして、當時の外國掛りの人々の念頭に上る可き問題であつた。その問題を

堀田覺書

捉へて、諄々として説教したれば、其の効果の等閑でなかつたことは、固より當然の事であつた。果然堀田正睦は、安政四年二月二十四日附にて、左の覺書を、其の屬僚に交付した。

評定所一座
海防掛
長崎奉行
下田奉行
箱館奉行

英人廣東を燒拂候一條に付、和蘭甲比丹話説之趣、再應勘辨致候處、蘭人之申立、今更之事には無之、追々差迫り候儀に相聞、右は彼國情願を可遂と、強て牽合附會致候儀とも不相關、實に當時外國人御取扱振

廣東の覆

事情に不應儀は、我國人にも粗相分候程之義に付、漸々彼之怒を積候はば、廣東之覆轍を踏候も難計、尤御警戒可致儀に有之、既に寛永以來之御祖法を御變通被遊、和親御取結にも相成候上は、寛永以前之御振合も有之、御扱方も亦隨て御改革無之候ては相成間敷、然るを兎角仕來に拘泥致し、瑣末之儀迄、六ヶ敷差拒、追年外夷之怒を醸し候は、無算之至りにて、萬々一砲聲一響候は、最早御取戻も難相成候間、外國人緩優之御取扱、且長崎、下田、箱館之三港は、諸事同様之取計振に相成、文書之往復、應接之禮節等、都て外國人とも信服致し候様、眞實之御所置に無之候ては、難相叶一時勢に有之、既に英吉利評判記、亞米利加官吏之申立、尙又今般蘭人之申立等、一々差迫り居、此上是迄之御仕法にては、永く可取支様無之は、顯然之儀に付、無事之内に、是迄之御法早々御變革有之、其上之御取締相立候様取計候方、長策に可有之候間、右之心得を以向來之御所置振等、篤と勘辨熟慮いたし、早々取調可被申聞候

仕方變革の要

効果の有
り過ぎ

ハリスの
威嚇

事。如上の文を一讀すれば、利き目があつたばかりでなく、寧ろ利き過ぎたと云ふ可き程だ。單に警戒と云はんよりは、寧ろ狼狽したる模様に見受けらるゝ。而して此の狼狽の状態を、下田に於ける米國總領事ハリスは看破したる乎、否乎は、分りでないが、彼は日本人には威嚇程利く藥はなきものと認定し、遠慮なくどしどし之を利用した。乃ち二月二十八日附にて、下田奉行支配組與力森山多吉郎が内々上申したる書中に、

過日書面にて申立置候二件、御開届之有無にて、可及ニ戦争、尤天より差支候に於ては、人力天に難逆候へ共、左も無之候はば、戦争難避事に候。右は願敷筋に無之、力を盡し可ニ相防候得共、二件は最重大之事に付、若御赦免無之に於て、勢不レ得止戦争之基と可ニ相成然る上は是迄取極め候諸事悉く破斷に相成、追て和睦之上は、全く新に可ニ取極一候。此れはハリスの申分だ。此の二件とあるは、二月十八日附、即ち西曆千八百五

所謂二件

巧妙なる
威嚇文句

十七年三月十三日附にて彼が下田奉行井上、岡田兩人に當てたる書簡中に、(第一)下田に於ける借地、建築に關する件、(第二)總領事及び其の從員等が、勝手に商賣人から、物品を購買する件だ。而して此れと附隨して、總領事の日本國中に於ける旅行の自由に關する要求だ。彼は此の書簡の結末にも、
此二件を否ば、現今幸に存する懇篤の情を危くし、其成行、吾が深く歎く如く、汝は悲むべき事に至るべし。
と警告してゐる。而して彼が更らに此の警告の旨を、一層痛切に繰り返したるのが、前掲の一節だ。尙ほ森山の内申書によればハリスは、前掲に引き續きて、更らに斯く語りてゐる。
御國之危難隕懸居候處、右除候術、唯一日之談判に可有之間、懇切之趣意にて、江戸へ罷出、宰相方へ御對談之義、先達て中申立候得共、御否に付、最早致方無御座一候。右は爲レ指儀にも無之様御聞受之事に候得共、私只今申述候趣、追て之成行にて御悟可被成候。尤自國より

事を企候義無之、必外國に有之候。如何にも巧妙なる威し文句だ。此れに就て、森山は附記し、戦争は不足取説に候得共、住居取建等之存念は、餘程根深く相見申候。且ホーリング（英國香港總督）一件は、對話中之様子柄にて勘考仕候處、宣吏（ハリスを斥す）儀ホーリング之先達にて、充分力を盡し候様相見へ、事を企候は、必外國に有之候との一言は、意味深長にて……乍レ恐暫時も御猶豫被レ遊間敷奉レ存候。

と云うてゐる。乃ちハリスは、日本と事を起すは、米國でなく、英國であるとの意を暗示してゐることを、森山は看破して、その旨を當局主務者に内申してゐる。

【六四】ハリスの老中等に對する抗議書（一）

ハリスの情

當時ハリスは、其の談判が思ふ様に果敢取らざるを以て、悶々の情に禁へなかつた。然も彼をしてヒステリックたらしめたる所以の一は、其の健康が勝れざると、其の本國との交通絶え、而して豫ねて再訪を約したるアムストロングは、沓として消息を絶ち、其の必須なる食料は漸く缺乏を告げ、彼は専ら米、魚、及び硬き鶏肉のみに依らねばならぬことになり、彼是れ孤獨寂寞の感に襲はれ、隨て其の寢食を安せず、其の神経が過敏となりつゝあつたことは、彼の日誌が、逐一之を語りてゐる。

口氣自然に激楚

斯る次第なれば、彼が日本政府に對する口氣も、自から激楚ならざるを得ざるものがあつた。況んや彼は亦た其の掛引上、斯くするを以て、其の目的を達し得可き好手段と認めたるに於てをやだ。

返答延引詰問

果然ハリスは安政四年三月三日——西曆千八百五十七年三月廿八日——附に

出府の件
簡提出

て、下田奉行井上信濃守、岡田備後守に當て、
 汝予が志念を知りたるは、今既に一個月に餘れり。汝之を江戸にある長官
 に告るに、充分の時を得たり。惟ふに今後の猶豫は此事を不定にして、引延
 ばすの旨意なる可し。
 と詰り、且つ返答の延引は、本月十三日(西曆)予の書翰に掲げたる二件(參照
 六三)を否むに等しと詰問的の書翰を與へた。
 而して彼は更らに幕府當局に向て、出府の件につき、同月同日、左の書簡を與
 へた。
 亞米利加合衆國コンシュラート・ゼネラール
 下田 千八百五十七年第三月廿八日(安政四年三月三日)
 執政方、堀田備中守、阿部伊勢守、牧野備前守、久世大和守、内藤紀伊守の
 各台下に奉る。
 安政四巳年正月、台下より賜りたる一通の書翰を請け取り、(參照 五九)

従前提出
領簡の要

忝く披見せり。これ予が千八百五十六年第十月廿五日(安政三辰年九月廿七日)
 及び千八百五十七年第一月八日(安政三辰年十二月十三日)の日付にて、別々に江
 戸に在る外國事務の宰相たる各台下に奉りたる二通の書に答ふるが爲な
 り。各台下の書翰は、簡古に、下田奉行に告るは、江戸にて各台下に上告す
 るも同様なる由を書せり。
 予が二通の書中に書き載せたる事は、三个條たり。
 其一个條は、日本帝陛下に奉れる合衆國のプレシデントの一書翰を持ち來
 れる使者なる事を載す。
 其二个條は、我國の政堂より、予に兩國間の關係に至重となるべき企條を申
 し傳ふる事を命じ、且會議の事ある時は、これが爲に、プレシデントより、
 予に特派專斷の權を與へたることを載す。
 其三个條は、此國の事に關係せる英吉利の奉行職の見込を、予親く聞き知り
 たり。予若し江戸に至りて、外國事務の宰相に遇ふことあらば、其見込を其

人に上告せんことを書き載せたり。

此の如く彼は自から大統領親翰の携帶者であり、條約改訂の全權であり、而して英國の日本に對する注文を聞きしから、之を親しく外交當局者に告知せんと旨を書き送つたことを繰り返した。

千八百五十六年第十月廿五日（安政三辰年九月廿七日）の予が書翰に、口上を以て返答を賜ひし故を以て、予が千八百五十七年第一月八日（安政三辰年十二月十三日）の書翰中に下文を記せり。

口上返答の不平

合衆國のプレシデントの事に關れる書翰に、別人より口上にて返答を受くることは、甚法外にて不似合なることと思はる。

禮義正しく且丁寧なれば、此の如く大切なることを書き載せたる書翰は直に其名當の人より親ら返答すべき道理たるべし。予案ずるに此不丁寧は、意ありて爲し給へるには非ずして、只是等の事體に通せざるの過より起り、各台下知らず覺へず爲したる過なれば、速にこれを改め給はんとを望む。

ハリス相當の理由

右の如く過を改め給はんことを望みしに、此度各台下よりの書にて、其望も殆絶へたり。其故は、此度の書翰には、プレシデントよりの書翰の事に就ては一も言ひ及ぶ事無きを以て見るときは、其時の取扱方は、十分熟慮して、施し行はるゝと見ゆればなり。

如何にもハリスの立場から見れば、其の憤慨す可き理由が無いでもない。ハリスは感情に驅られ、且つは掛引の上にて、往々威嚇的文句を用ひたが、大體に於ては、彼は相當の理由あることを、相當に陳述し、且つ主張してゐた。

【六五】 ハリスの老中等に對する抗議書(二)

大統領書簡尊重の希望書

ハリスは大統領の書翰を尊重せざるは、取りも直さず大統領及び米國民を侮辱するものなることを論じて、左の如く云うてゐる。

都て大國の頭たる者より、他國の君主に贈れる書翰は、尋常贈る所の者と異なれば、恭敬して取扱はるべき理なり。これを恭敬せざるは、書を修めたる貴人を敬せず、且人民をも敬せざるなり。

予は合衆國のプレシデントより、日本國帝に贈れる書翰を持來れる使者なることを、予各台下に告知らせし以來、既に五个月餘を経たれども、各台下是を等閑に爲したる由を、本國に通報することは、予が任の免がれざる所なり。

神奈川條約の第一條に曰く、

一方は亞米利加合衆國、一方は帝國日本の間に、正直信實の交あるべし。此個條中に載せたる日本より約せる交親は、其甲斐少く且其時爲したる莊大なる約束に反して、プレシデントの自筆にて名を書したる書翰を、不敬を以て取り扱はれたるを聞かば、プレシデント定めて心を苦しむるべし。プレシデントより、此快ならずして、思ひ寄らざる事態を所置するに、何れの方法

書簡復視

を用ふる乎、これを顯すことは、予が爲さざる所なり。但プレシデントと其國との面目を立て保つに足るに相應なりと思ふだけの所置をなすは、予これを疑ふことなし。

ハリスは此の如く此の侮辱に對して、相當の報復する所ある可きを屢言し、以て老中等の恐怖心に訴へんと試みた。

我が書翰の第貳條に載せたるは下田奉行に全權の任なきを以て、予が任せられたる切要の事を、彼に告ること能はずと云へるなり。彼は唯予が言ふ處の諸件を聞き取りて、これを江戸の政府に傳告するのみなれば、予と同じき權柄なき人に、予が命せられたることを告白するは、我國の官職を辱むるなるべし。

ハリスは此の如く全權を有せざる下田奉行と、談判する能はざる所以を語りてゐる。

予二三の格別重大ならざる事を、下田奉行に告げ、且緊要の事あるに因て、

下田奉行と交渉の不満

出府必須の理由

彼江戸に至るを要せし等にて、既に六ヶ月餘を経たれども、今に於て、一も決定するあらず。

第十月廿五日（安政三辰年九月廿七日）の予が書中に、此地にて會議することを強く拒むが爲に、江戸より下田迄の距離を引き記し、且直ちに日本政府のある所に於て、會議を爲すの切要たるを取り極めたり。是れが出府の已む可らざる理由である。

親しく有益報告を希望

予が書翰の第三條は、日本政官に、有益なる報告を、親しく自申し上んとすることを述べ。各台下、予が爾く親切なる上言を取り用ひざるは、予に於て嘆くべき道理ならず。然れども爾く取り用ひられざる上は、各台下の後來の舉動に預れることを報告するに由なし。前に言へる場所より、他の地にて大主意を上告することは、予が身分の免れざる所なり。

予此地に在りて、日々亞墨利加軍船の來るを待ち、これに託して、日本政府の取扱ひ方を書き贈らむことを要す。

予は眞實に各台下の速に事を處置して、予が嘆く所の諸事を、程よく改め補ふ事を望み、各台下、予をして我が政官の十分に親切なる意思に應ずる舉動あるを、本國政府に通報するを得せしめんことを望む。

事體此の如く成り行かば、予に於て十分満足たるべし。其故は日本逗留の間合衆國ブレシデントの思ひ込みたる眞正の親睦を長育して、盛大ならしめむことを務めとすればなり。予此の書翰を奉るに就て、深く恭敬を表す。

親筆 トウンセント・ハルリス

帝國日本へ差し向けたる亞米利加合衆國の全權及びコンシユル・ゼネラ

ハリスの掛引

以上の抗議書は、往々威嚇的文句を用ひてゐるが、然も全篇を通じて、各老中を諭し、速かにハリスの希望を、穩かに十分に、達成せんとする意志の一貫す

るを見る可きであらう。ハリスは日本人との掛引に於て、頗る要領を得てゐる。

ハリス書翰傳達書

亞墨利加官吏差出候書面差上候儀申上候書付

井上信濃守
岡田備後守

亞國官吏ハリス儀、御直に差上吳候様申聞、一昨七日、横文字書付一封差出候ニ付、兼て被ニ御渡之趣を以、披封之上翻譯申付候處、別紙和解書之通ニ有レ之。然ル處、先達て御渡有レ之候御返翰之御趣意も御座候間、官吏え及ニ面會、右御返簡に被ニ仰遣ニ候通、都而之事件私共ニ申聞候は、即御直ニ申上候も同様之儀ニ付、前書差出書面之儀も、事柄は最兼候得共、私共ニ申聞可レ然旨申談候處、右は至重の筋にて、御直ニ不ニ申上候ては難レ辨、且亞國之法にて書面差出候得ば、其御人之外餘人ニ事柄相洩し候儀は難レ成、素より御直に書面差出候權有レ之の旨申聞、兩應押返し、前書之趣意申談候得共、承伏不レ致候ニ付、先別紙書面え和解壹冊相添差上申候。依レ之此段申上候。以上。

三月 九日

〔堀田正睦外國掛中書類〕

第十三章 堀田正睦の外交意見

【六六】 堀田正睦の外交諮問案 (一)

堀田の外
事通曉

當時の外相たる堀田正睦は、比較的外事に通曉し、先づ幕府の選擇し得可き範圍に於ては、恐らくは最も適當の一人であつたらう。彼は個人としては、開國の已む可らざるを、諸大名中に於て、最初に看破したる一人であつた。而してハリス出府なども、容易く之を許さんと欲したに相違ない。

堀田孤掌
鳴らし難

されど當時の幕府には、未だ國是なるものなく、唯だ當坐の措處如何に汲々として、日夜奔命に是れ疲れてゐる有様だ。而して彼の次席にして、其實は首相たる阿部正弘の如きも、開國の已む可らざるを熟知しながら、頗る持重の態度を持し、徒らに世論の趨向を、是れ慮るもの、如くであつた。されば堀田も身は外相として、孤掌鳴らし難き感あつたであらう。

堀田詰問
案本文

堀田は其の年時は分明ならざるも此頃其の屬僚に向て、左の如き詰問案を發してゐる。

拙者不肖之力を以、再び國政に預り、特に外國事務之天命を蒙り候より、日夜心思を苦しめ、御厚恩萬分之一に報じ奉り度、志願に候へ共、從來固陋寡聞にして、重任に堪へず、總に同列の補助に依り、素餐の咎を免かれ候而已にて、空しく願命を辱しめ候段、恐懼の至に候。然るに過日申達候通、今般亞米利加使節申立の次第も之あり、時勢御勘考の上、年來の御舊法、大變革遊ばさるべく思召され候へ共、容易ならざる御事業に付、御國內不服異存の者之あり、人心一致致さず候ては、自然御規則整ひ難く候間、十分衆議を盡し、事の宜に隨ひ、處置致す可き旨、仰出され候間、存附之ある面々は、心腹を開き申上げらる可く、就ては自分共兼々見込の趣、委曲申達せらる可く候。猶不審の廉も之あり候はゞ、幾應も申談す可く候。此段演達に及び候事。

和戰兩論
歴舉

と、彼は此の如く其の意見を徴してゐる。而して更らに一步を進めて、和戰開鎖兩様の説を歴舉し、國論の歸著す可き要點を指示してゐる。

一 當今外國人御取扱振りの儀に付、議論兩様之あり。其一は本邦昇平殆ど三百年、上下情弱に慣ひ、加之御國勢疲弊し、武備整はず、唯今戰爭を以、是を拒むの時節に之なく、よしや一旦武斷を以、戰鬪に及び候とも、彼が數艘の軍艦沿海に出沒し、放火劫掠に及ば、此方には是に應ずる軍艦大砲なく、諸家はじめ奔命に疲れ、萬民怨嗟を生じ、勢盡き力極て後、和を講ずるに至り候ては、出師の責を償ひ沿海の地を割れ、其餘彼が言ふ所、百事命の儘に従はざるを得ず、開關以來、獨立の國、是が爲に汚辱を取る事、今之處置に百倍にて、清國の覆轍、遠からざれば、實に時勢止を得ざる事に付、姑く彼が氣焰を避け、貿易其外とも、其意に隨て、暫時責を塞ぎ置き、一年づつも無事にいたし、其内に武備を鍊り、彼に輕侮を受けざる様致すべしとの儀を論ずる者之あり。と一説を擧げ、此れに就ては左の評語を下してゐる。

右の評定

是其結局、只武備を錬り、彼に輕侮せられざる丈に止り候までに付、其内種々の變生じ、年々跡しざりに相成り、詰り如何相成る可き哉。更に見据ゑなき論に之あり。

堀田の正論

是れ如何にも其通りと云はねばならぬ。要するに彼の苟安論に對する批評は、決して几上の空論でない。正しく事實其通りと云はねばならぬ。然も幕府側の平和論は、概ね徹底せる開國論でなく、唯だ飯上の蠅を追ふと同様、當坐逃れの繰延論にて、云はゞ借金返済する用途は無くして、明日は明日とて、叩頭する者の類に過ぎなかつたことは正しく堀田所評の通りであつた。而して此れが畢竟幕府の大策を誤りたる一因であつた。

【六七】堀田正陸の外交諮問案(二)

一種の拒絶論

堀田は更らに如上の苟安論に對し、一説として左の意見を擧げてゐる。

又一種の論は、去る寅年以來、打拂の御制度止させられ候より、諸夷競て航來し、亞米利加船内海へ乗込候後、別て外夷の振舞甚敷く、一年一年と相迫り、際限も之なく、殊に一兩輩の夷人の爲に恐嚇され、數百年來之なき御禮式を施され、犬豕同様に膝を屈して、慢侮を受け候は、切齒扼腕に堪へざる儀に付、國君社稷の古典も、此時なれば、一向に御見切、拒絶遊ばされ候方然る可く、假令彼幾千の軍艦を連ね來るとも、衆心一致の力を盡さば、防禦するに難からずと。

右批評

堀田は又た此説を評して曰く、
一偏に手強の論のみ發するも、其結局、假令見込の通、十分に相成候とも、只東海に暫時屹立致す而已にて、窮年末世争戰絶る間なく、國中の疲弊救ふ可き術なく、何れの日にも萬民業を安ずるに至る可き哉
と云ひ、更らに叩頭的平和論と、猪進的拒絶説とを一括して、

右は何れも當今の時勢に達せず、到底結局の見据更に之なく、一は苟安に流れ、一は兪暴に陥り、共に國事を誤り候は、同様に之ある可く、と云うてゐる。此れは如何にも尤もの評であらう。而して彼は更らに自己の意見として、左の如く言明してゐる。

堀田自己の意見

一體近來世界の形勢一變いたし、各國互に同盟和親を結び、貿易を開き、有無を通じ、患難相救ふの條約をなし、若し其約を背き、或は之を拒む時は、同盟相連り、戦伐を起し、戦止めば、必和親を結び候儀にて、和親を結ばざれば、戦争を爲し、戦争を爲さざれば、必和親を結ぶの外、和親もなく、戦争もなく、外交を絶て獨立いたし、昇平を樂み候國は、一國も之なく、今謂はれなく同盟和親を拒み、仇讐の所爲のみ致し居り候ては、眼前萬國の妨害と相成候事故、唯今離心の國々も、一同力を併せ、代る代る軍艦を連ね、詰問を加へ、戦伐に及候は、當然の儀にて、世界萬國を皆敵に引受、いつまで東隅の一孤島に特立して、持こたへらるべき、只手の縮

貿易必要論

み、志の屈するのみならず、國中無事の生民を塗炭に苦しましむる許にて、御國勢御挽回の期、一切之ある間敷候。彼は此の如く日本が孤立するは、世界を敵とする所以となし、更らに一步を進めて、左の如く張膽明目して論出してゐる。

然らば方今第一の専務は、國力を養ひ、士氣を振起せしむるの二事に止まるべく候へ共、總じて強兵は、富國より生じ、富國の術は、貿易互市を以、第一となす故、即今乾坤一變の機會に乘じ、和親同盟を結び、廣く萬國に航し、貿易を通じ、彼の所長を採り、此の不足を補ひ、國力を養ひ、武備を壯にし、漸々彼等御威徳に服従いたし、終に世界萬邦至治の恩澤を蒙り、全地球中の大盟主と仰がれ候様の御處置こそ之あり度。

此れは餘りに浮誇の言の様であるが、然も堀田の必らずしも怖外の爲めに和親を説くものでないことは、之にて明白と云はねばならぬ。然るを事の利害を計らず、只管小事を論じて、彼を忌嫌ひ候様にては、舊

帝國主義的主張

詰問を假りての告諭

來同天地間の國々、御し方に依り候ては、皆我の爪牙羽翼とも相成る可きを、謂れなく讐敵と致し候は、天理人情に於ても、相通せず、時勢を辨せず。徒に國事を誤り候次第に陥入申す可き歟。

而して彼は最後に、斯く帝國主義的文句さへ掲げ來りてゐる。

素より我國は、天地剖判以來、皇統綿々、君臣上下の名分正敷、綱節明かにして小國といへども、土壤豊饒、人口他國に倍し、義勇決烈の性を備へ候へば、一旦富國強兵の基礎相立候上は、行々宇内統一の御鴻業も難からざる儀に付、結局右の處に著眼いたし、唯今外國人御處置の次第は、即ち他日御國勢更張の根本と相成候間、少しも後來御都合宜様、肺肝を碎き、謀議を凝し、精忠を抽んでられ候様いたし度存せられ候事。

以上は詰問と云ふも、其實は詰問を假りて、告諭したるものと云ふ可きであらう。如何に堀田の開國論が、開國は即ち富國の基、富國は即ち強兵の基であるてふ大處より出で來りたるかは、今日に於ては、固より平々凡々の見に過ぎ

ざるも、當時に於ては、確かに一隻眼を具へし達見と云はねばならぬ。

【六八】堀田正陸の覺書(一)

堀田は尙ほ米國總領事ハリスの態度に付き、貿易取調掛に、左の如き覺書を交付した。

ハリスの態度に就き覺書

貿易取調掛、可レ談廉々之覺

外國人取扱

亞米利加官吏、兎角下田奉行を輕しめ候様子に取見へ候。夫にても談判行届可レ申哉。其上彼是論談致し候内には、却て段々彼を激し、種々難題をも申出、詰り宿願より倍層之儀をも不レ得レ已御問届有レ之候様之次第には至間敷哉。

自ら折衝
せんか
たるか

但本文談判次第、素より彼には不平之事共故、本國えも可申遣、右様不平を積候上には、何程之禍を可引出一も難計儀には無之哉。堀田は恐らく自から談判の衝に當らんとする下心あつたのではあるまい乎。其の口吻を見れば、之を屬僚に一任するを以て、覺束なく考へたのではあるまじや否乎。

奉行一任
を危む

一 此度猶又官吏より、書簡差越候間、右返書等に、懇切に事理を盡し申遣、書面之往復にて、談判取纏候様之取計方は有之間敷哉。又は最初之應接掛之内にても、別段被差遣一候ては、如何可有之哉。最初の應接掛と云へば、例の林大學頭其他の面々を斥す乎。何れにしても下田奉行に一任するは、頗る心元なく考へたものであらう。

一向申談
じの方策

一 貿易筋御開之積、相成居候上は、亞國官吏(ハリス)和蘭甲比丹(キニルチニス)等え、一向に此方より、申談候ては、如何可有之哉。右にて彼之宿意も消散致し候は、其餘之義も、談判居合候様にも可相成一哉。

此れは勿論の事だ。但だ幕府は外交に對しては、此の如く打明的の政策を行はんと欲しつゝも、何故に國內に向ては、今少し正々堂々と、開國の國是を明示するを憚りつゝあつた乎。

一 和蘭かびたん、追々申立之趣も有之候處、いまだ一も御採用無之往々貿易御開に相成候事に候上は、是も一應之談判も無之、其儘に致し置候も、如何可有之哉。

下田代港
の事

一 下田港替之儀、魯、亞共申出、此上手強申立候節は、不得止外港御開無之候ては、相成間敷次第にも可至哉。左候は、右湊は何れ歟、可然心當も有之候哉。

下田港に代る可き港は何處、此れがやがて横濱となりたるは、寧ろ當然の事であらう。

不得止差
許の弊

一 一體是迄外國人之願は、大小となく、何事も相拒み、再々手強に申立候節、不得止御差許之姿に相成來候。當時とても細事にて成候事も、

先づ一應は不_レ相成_一と斷_レ候_レ様之取_レ扱_レに相成居_レ候_レ故、何事も再々相斷_レ候得共、不_レ開入_一候_レ故、云々と申聞_レ候_レ儀、定例之様に相成、右は當地之模様も難_レ計_レ故無_レ據_レ右様取_レ計_レ候_レ儀に可_レ有_レ之候得共、既に蘭人も御國威にも拘り候_レ杯、申立_レ候_レ儀にて、何分彼に押付られ候_レ様にては、御體裁も不_レ宜、且は右様之御國風萬國え傳播いたし候へば、何れの國よりも、只々手強に押返し可_レ申出、左候は内外共に御不爲には相成間敷哉。詰り斷_レ切に難_レ相成_一筋は、最初より其見居にて取調置_レ候_レ方、手後れにも不_レ相成_一萬事之御都合にも可_レ相成_一哉。

慣用悪弊

對內的慣用

此れは幕府の慣_レ用手段であつた。乃ち大事となく、少事となく、何事も一通りは必らず出來ぬと彈ね付け、愈よ彼方より押強く押し來れば、宛も縁日商人の如く、乍ち讓歩し、此の如くして一步、二歩、三步、彼の壓迫に應じて退却するが、概して幕府の始中終を一貫したる手段であつた。此れは恐らくは半ば對内政策から、斯る手段に出づる様になつたものであらう。

斯くまで此方にて彈ね付けたれど、彼が中々承知せぬ故、餘儀なく讓歩したとて、内輪に向て、讓歩の口實を製造したものであらう。されど此れと同時に、外人は之れが爲めに日本人には威壓を加ふるの外、相談の致し様はなしと見縊られ、却て外人の壓迫を挑發するに至つたことも、亦た考慮せねばなるまい。

【六九】 堀田正睦の覺書 (二)

貿易筋

一 貿易御開之儀は、英夷渡來願立候節に至り、御開相成候へば、應接談判之爲にも可_レ然も候得共、御國え對せられ候_レては、是又押付られ候_レ姿にて、御威光にも拘り可_レ申哉。依ては先づ右様之御趣意にても、御國內限表立被_レ仰出_一候_レ方には有_レ之間敷哉。

但交易筋之儀、蘭人は手を替品を替申立、亞國官吏は、至極大切之儀、直に申聞度杯、遮て申立、昨年(安政三年)以來英國ホウリング渡來之風説等も頻に申觸し、同國風説書等をも差出候儀、實情は難計候得共、疑案致し候得ば、各國申合せ、先虚喝にて申威し、亞、蘭に説得爲致、猶も不ニ相整候は、英夷凶威を以押付候手段杯には有之間敷哉。若し右様之實情にも候得ば、英夷渡來を待候も、上策にも有之間敷、疑案迄には候得共、是等之意味も勘考有之度、且亞、蘭之申立にては、不レ被ニ差許、英夷之申立にて御聞届有之候は、二國え對し候ては、御信義も薄く、追々増長之義を申立候口實にも可ニ相成一哉。

和蘭、米國、英國が同腹申合せ、先づ和蘭と米國とが、言論もて相威し、其利き目なき際には、愈よ英國が其力を出して、壓迫する杯とは、餘りに各國の關係を、近しく眺めたる見解にて、實際とは頗る遠かりたる話なれども、當時の當局者に於ては、斯る掛念もあつたであらう。水戸齊昭杯は、何れの

外國も、皆な同穴の狐と認めてゐた。而して此の見解の上から、種々の對策を企てた程であつた。

一 英夷渡來、貿易筋之儀申立候は、模様次第には候得共、斷に及び候とも、左程之義も無之様子に候は、一應は斷に及び候含にも候哉。又は直様御聞届之運に取計候含に候哉。何れ之道御開に御治定相成候上は、仕組方はケ様々、品は何々、港は何所々、杯と申如き手順之大體は、一刻も早く取極置度事に候。若右等之義、一向極不申内、御差許に相成候ば、混雜之餘り、何様之御不益出來可致も難計、且は此方に心得無之、不案内にては、遂に彼之申立通に相成候外、致し方も無之様にも可ニ成行、永久御國力に拘り候儀に付、凡之目當にても付け置不申候では相成間敷哉。

英人渡來の噂は、此の如く強迫觀念を、我が當局者に生せしめた。英人の支那に於ける兵威は、支那を超えて、却て日本に及んだ。

物産取調への事

一 貿易御開に付ては、御國産之多寡をも取調不レ申候ては、相成間敷候得共、是は速も急速には難ニ行届儀に可レ有レ之、一體物産之義は、多く用ひ候得ば、自然多くも出来候筋にて、近來之硝石出候にても、粗相分可レ申、何と歎勘辨も可レ有レ之哉。

多く用ふれば多く出で来る。是れ確かに一面の眞理だ。貿易の結果物産減小するなどの心配は、悉くとは云はぬが、半ばは杞憂と云はねばならぬ。

一 諸侯之國産も、多分可レ有レ之、右廻し方、且貿易御開之上は、諸侯も同じく益を得、積年之疲弊をも補候様に不ニ相成候ては、不平之基に付、是等も勘辨有レ之度、一體御國にては、政府之交易之方可レ然哉。又は是迄長崎表之振合にて、公私打混じ候御仕法杯可レ然哉。船鈔、貨税之規定、商館取建之有無等、何れも不ニ容易一件々に付、目當も付兼可レ申候得共、去りとて其儘に致し置候ては、今にも差迫り、後々迄も御不爲之事共、出来候ては、不忠之至、實に心入候儀に付、篤と評論之上、夫々御取置之品、

種々交易準備の事

問題漸次づつ

貿易掛下問手書

豫め御取極相成候様有レ之度候事。

此の如く貿易も、官貿易とす可き乎、或は官私混同貿易とす可き乎、其邊の事には、未だ幕府には、一定の方針がなかつたものと思はるゝ。要するに問題は、愈よ几上の空論から、刻一刻實際の方面に展開し來りつゝあつた。尙ほ同時の文書と思はるゝものに、堀田正睦より貿易掛に下問したる手書がある。それは左の如く個條書となつてゐる。

- 一 外國御處置之大本旨趣、隣國に交る道を以て可レ致哉。夷狄を處する道を以て可レ致哉。此大本、掛りの人々見込一樣ならずしては、取調向、諸事行違可レ申問、得と討論決定いたし置度候事。
- 一 互市御開キ之義、英夷之動靜に不拘御發、御國內えも表立被ニ仰出一候方可レ然哉否之事。
- 一 右御發相成候はゞ、諸國より必然可ニ願出一問、願に應じ、夫々被ニ仰付一候方に可レ有レ之哉。又は此方より別段觸示し可レ申哉之事。